

第 24 回規制改革会議

議事次第

〔平成 26 年 1 月 21 日（火）9 時 30 分～11 時 30 分
中央合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室〕

（開 会）

1. 保険診療と保険外診療の併用療養制度について
2. 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築について
3. 「規制改革ホットライン」について

（閉 会）

（資料）

資料 1-1 厚生労働省提出資料

資料 1-2 「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革に向けた新たな仕組みの検討

資料 2-1 総務省提出資料

資料 2-2 規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築（規制のPDCA）について（案）

資料 2-3 「規制のPDCA」に関するこれまでの取組等

資料 3 規制改革ホットラインの処理状況について

参考資料 産業競争力会議（1月20日）岡議長提出資料

平成 26 年 1 月 21 日
厚生労働省保険局医療課

保険診療と安全性・有効性が確認されていない保険外診療を併用した場合に
保険診療分についても保険から給付することとしない理由

◆国民皆保険制度の原則

- ・誰もが一定の負担で必要な医療が受けられる。
- ・国民から集めた税金や保険料で賄うため、有効性かつ安全性が担保されている医療であることが必要。
→反対に、安全性、有効性が確認されていない医療は保険制度からは給付できない。
- ・安全性を確保した上で、患者負担の増大を防止するという観点を踏まえつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上する観点から、保険収載を目指している段階の医療について、
 - ・数例の使用実績で事故が起こっていないこと
 - ・査読された論文等で有効性が期待できることという要件を満たす場合には、保険外併用療養費制度として、当該医療と併せて行われる保険適用範囲内の医療については、保険から給付することとしている。

「安全性・有効性が確認されていない医療行為」と「安全性・有効性が確認されている医療行為」が併せて行われた場合についてはどうなるか。

（例）保険内の抗がん剤と保険外の抗がん剤を併用する場合など

- 「安全性・有効性が確認されていない医療行為」と「安全性・有効性が確認されている医療行為」を組み合わせた場合、組み合わせることにより、安全性・有効性に支障が生じることもあり、併用すること自体の安全性・有効性が確認されていないものについては、単独の医療行為について安全性・有効性が確認されていないものと同様である。
- したがって、安全性・有効性が確認されていない医療は保険制度からは給付できないという原則に基づき、全体として保険から給付することは困難である。
- なお、「安全性・有効性が確認されていない医療行為」に付随する検査等については、安全性・有効性が確認されていない医療行為に起因する給付であることから、保険から給付することは困難である。

【参考】

保険外併用療養費制度に関する今後の検討課題について

- ① 革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を導入するため、平成 28 年度を目途に費用対効果の評価を試行的に導入し、その結果に基づき、所要の措置を講じる。
- ② 費用対効果の検討とあわせて、評価療養において有効性等は認められたものの開発コストの回収が難しく治験が進まない等により保険適用が見込めない医療技術の取扱いについて、保険外併用療養費制度上の在り方を検討する。

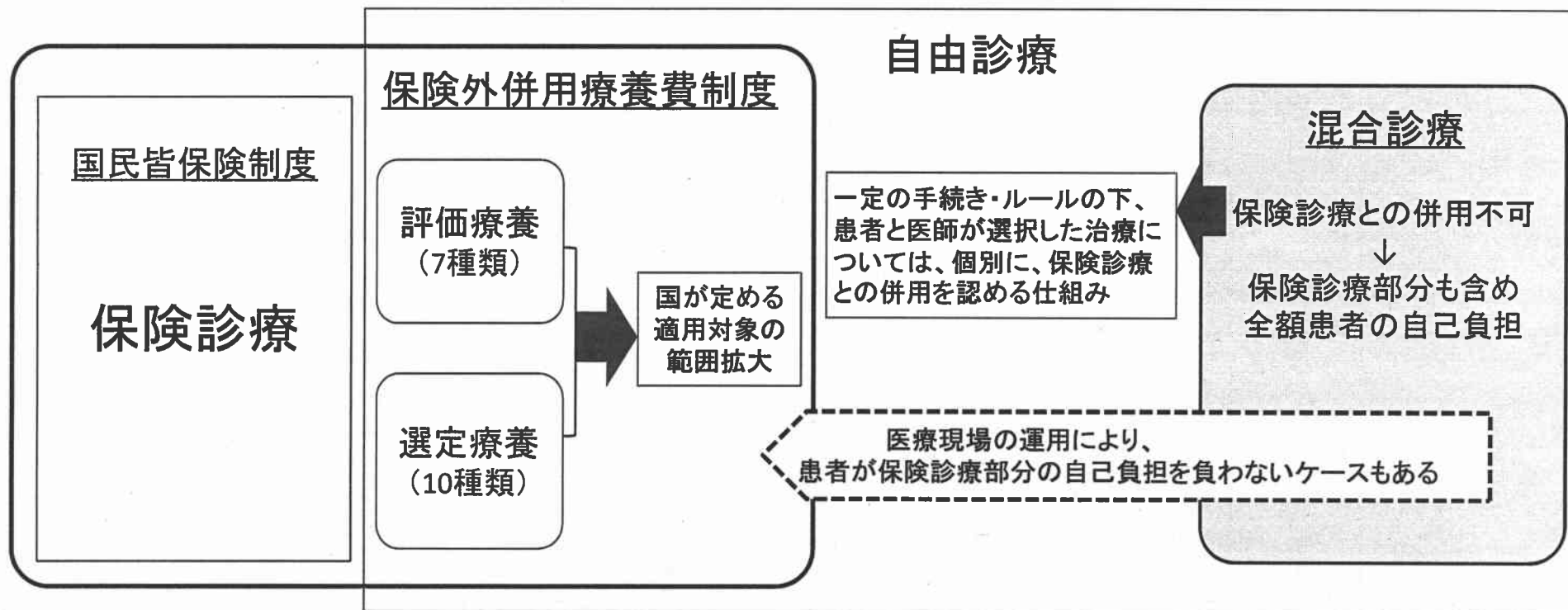
「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革に向けた新たな仕組みの検討

改革の方向性 (H25/12/20規制改革会議)

- ◆ 患者の自己選択権の拡大
- ◆ 医師の裁量権の尊重

<必要とされる新たな仕組み>

- 患者・医師間の“情報の非対称性”を埋める仕組み
(治療内容についての安全性等に関する十分な情報を患者に提供)
- 治療内容を客観的にチェックする仕組み
(根拠の疑わしい医療の助長、患者負担の不当な拡大を防止)



<規制改革会議:健康・医療分野の3つの視点>

- ① 有効な医療技術をいち早く国民に届ける
- ② 我が国の医療分野での国際競争力を高める
- ③ 国民皆保険の維持と保険財政の適正化を図る

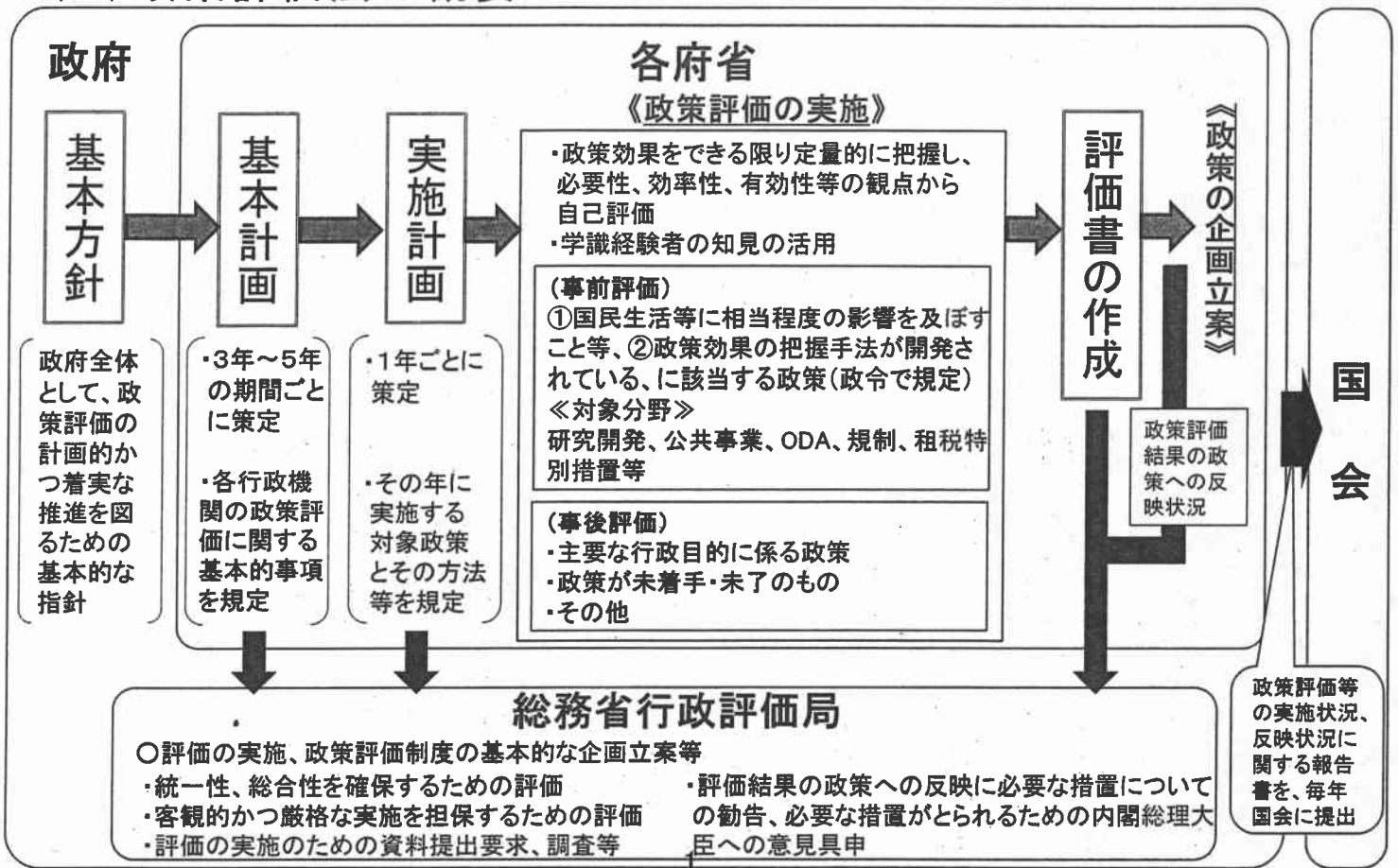
政策評価制度における規制評価について

平成26年1月21日
総務省行政評価局

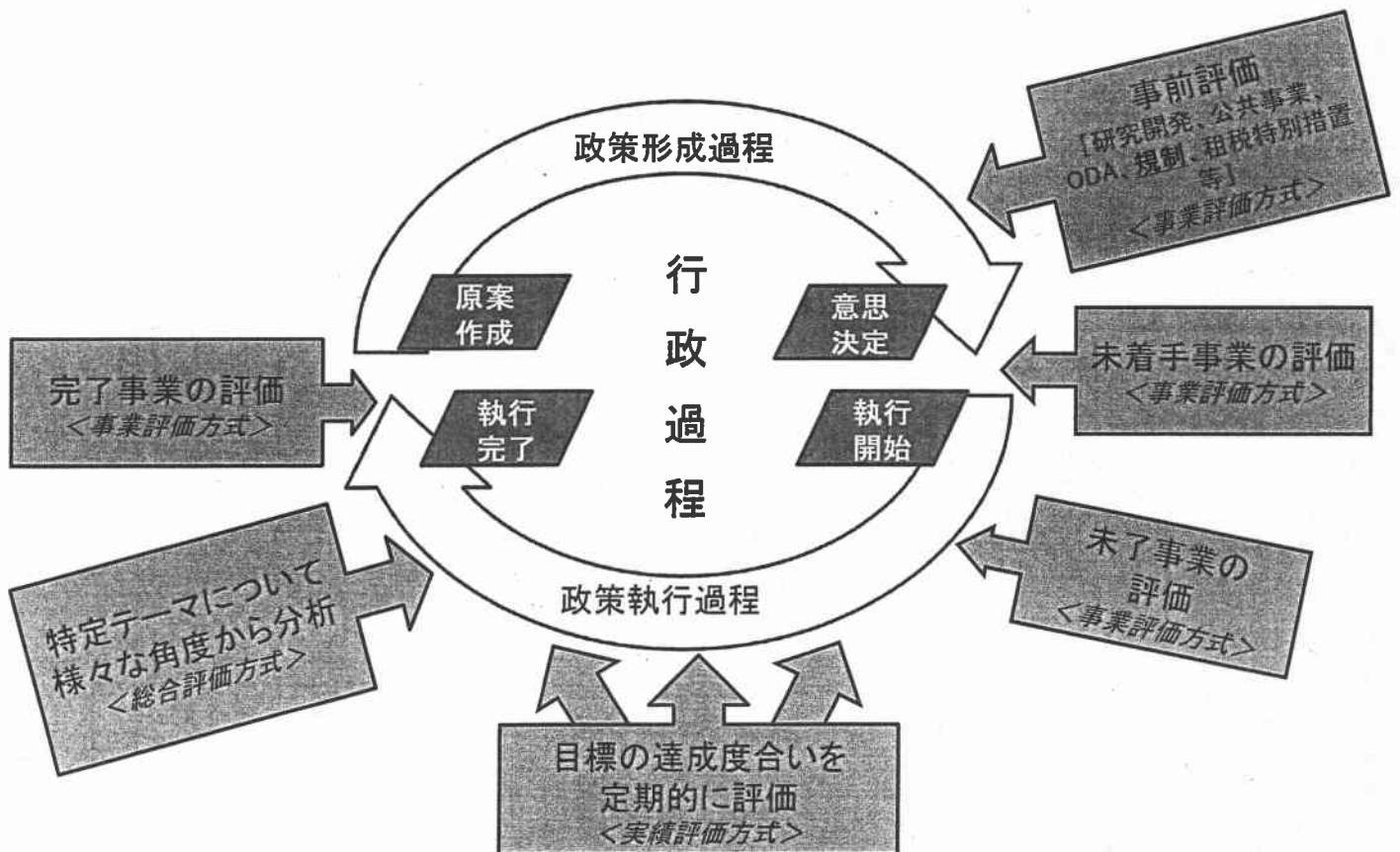
勉強会の本会議
3月20日
4~5 厚労省と列合内女) 改修?

1. 政策評価制度の概要

(1) 政策評価法の概要



(2) 行政過程において政策評価が行われる局面



2. 規制の事前評価について

(1) 規制の事前評価の目的等

目的・意義

- ① 規制を新設・改廃する際に、所管する各府省があらかじめ評価を行うことにより、規制の質の向上を図る
- ② 評価結果を公表することにより、国民への説明責任を果たし、国民、利害関係者の理解を得る

実施対象・時期

- 法律又は政令により国民の権利を制限し、又はこれに義務を課するもの(政策評価法施行令)
(注) 国税又は地方税の賦課・徴収、裁判手続等を除く(総務省令で除外)
- 評価書を、法律による場合は法律案の閣議決定まで、政令による場合は行政手続法に基づく意見公募手続までに公表(規制の事前評価の実施に関するガイドライン)

総務省行政評価局の取組

- 規制の事前評価の質の向上等を図るため、総務省行政評価局にて評価書の点検、研修等を実施

3

(2) 規制の事前評価の内容

規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示すものとして「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定

本ガイドラインに基づく規制の事前評価の主な実施内容は以下のとおり

1. 規制の目的、内容及び必要性

- ・ 現在の制度や政策体系はどのようになっているか、問題点の発生原因は何か等を説明
- ・ 行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性等を説明

2. 費用及び便益の分析

- ・ 規制によって発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙した上で、費用及び便益の主体と各要素の発生過程を説明
- ・ 客観的な評価を行うため、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示し、できない場合は定性的に分かりやすく説明

3. 費用と便益の関係の分析

- ・ 規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを示し、説明

4. 代替案との比較

- ・ 想定できる代替案を提示し、規制案と同様の分析を行い、比較考量の結果を説明

4

(3) 規制の事前評価の実施件数

19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
(25)	156	106	82	82	91	118

注1) 規制の事前評価の義務付けは、平成19年10月から行われている。

注2) 義務付けされた政策以外に各府省で任意に行われているものも含む。

注3) 1つの評価書において、複数の規制について、それぞれに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、分割して計上している。このため、評価書の数とは必ずしも一致しない。

(参考) 平成25年に総務省へ送付された評価118件の内訳

行政機関	実施件数	規制の新設・拡充のみを内容とするもの	規制を新設・拡充する内容と規制を緩和する内容をあわせ持つもの	規制の緩和のみを内容とするもの	規制を緩和する内容と規制を廃止する内容をあわせ持つもの	規制の廃止のみを内容とするもの
内閣府	4	4	—	—	—	—
公正取引委員会	2	1	—	1	—	—
国家公安委員会・警察庁	6	5	—	1	—	—
金融庁	15	6	4	5	—	—
消費者庁	11	11	—	—	—	—
総務省	4	4	—	—	—	—
文部科学省	1	1	—	—	—	—
厚生労働省	19	18	—	—	1	—
農林水産省	4	—	—	4	—	—
経済産業省	8	6	1	1	—	—
国土交通省	26	17	2	6	—	1
環境省	17	17	—	—	—	—
原子力規制委員会	1	1	—	—	—	—
計13府省	118	91	7	18	1	1

5

(4) 総務省が行う規制の事前評価の点検について

各府省：規制の事前評価の実施

※規制の目的や、規制によって得られる便益が当該規制のもたらす費用を正当化できるかどうか等を説明

評価書の送付

総務省行政評価局：評価の質の向上等の観点から点検を実施

<点検の観点>

○ 費用及び便益を推計しての比較分析、代替案を設定しての規制案との比較分析、レビュー時期の明示等、ガイドラインに定められた内容(P4参照)が適切に記載されているか、という観点から、各行政機関が作成した評価書を点検。

<点検結果>

○ 評価書の記載内容について、ガイドラインで求めている要素が不足していたり、不適切な説明内容である場合、課題を指摘し、評価書の修正又は補足説明を各府省に求める。点検結果は各府省に通知するとともに公表。その際、補足説明もあわせて公表。

<点検の実施状況>

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
評価の実施件数	(25)	156	106	82	82	91	118
うち課題を指摘した件数	—	—	—	82	75	45	(47)

※1 各行政機関が行った規制の事前評価書全てについて点検を実施(平成19年は10月からの件数。)

※2 個別の評価書について課題を指摘する形式としたのは平成22年から。平成21年までは全体としての課題を提起。

※3 平成25年の課題を指摘した件数は、12月までに点検が終了した105件に対して指摘した件数。

点検のイメージ

政策の名称	〇〇を行う事業者の登録基準の改正(××法の一部改正)	
評価実施時期	平成25年〇月	
規制の目的・内容・必要性	近年、〇〇事業に関し、使用する設備の基準等が現在の状況に合っていないことにより、被害等が発生している状況が確認された。 適切な事業の実施を担保し、被害等の発生を防止するため、〇〇を行う事業者についての登録基準を改正することが必要である。	
代替案	業界団体による自主的な取組を進め、広報を強化	
規制の費用	規制案	代替案
	【遵守費用】(事業者側) 登録書類等の作成、基準に適合した設備の整備費用 【行政費用】(行政機関側) 基準の作成、登録書類等の審査の費用 【その他の社会的費用】 特になし	【遵守費用】(事業者側) 自主的な取組を行う事業者における設備の整備費用 【行政費用】(行政機関側) 広報のための費用 【その他の社会的費用】 特になし
規制の便益	〇〇事業の適切な実施を担保し、被害等の発生を防止を図ることができる。	規制案と比べて実効性が低いため、便益は規制案を下回る。
費用・便益の分析	規制案により、基準に適合した設備の整備等の費用の発生が見込まれるものの、〇〇事業の適切な実施を担保し、被害等の発生を防止が図られる便益と比較すれば十分正当化できるものである。 また、代替案は、規制案と比較して、費用は少ないが、実効性が低く、便益も限定的であるとみこまれるため、〇〇事業の適正化を図る観点から、規制案の方が適切である。	
レビュー時期	法律の施行5年後を目途として実施予定	

評価の現状
規制によって発生・増減が見込まれる費用・便益の要素を定性的に記載。
※ 定量化されているものはほとんどなし

点検活動の内容
考慮すべき要素が不足している場合には、当該要素を考慮した場合の費用・便益の状況を明らかにするため、評価書の修正・補足説明を求める。

評価の現状
費用・便益ともに定性的な記述のものがほとんどであるため、定性的に両者を比較。

点検活動の内容
説明が不十分である場合には、例えば、便益と費用の見込みが具体的にどの程度か示した上で、両者を比較する等、便益が費用を上回ることが明らかとなるよう、評価書の修正・補足説明を求める。

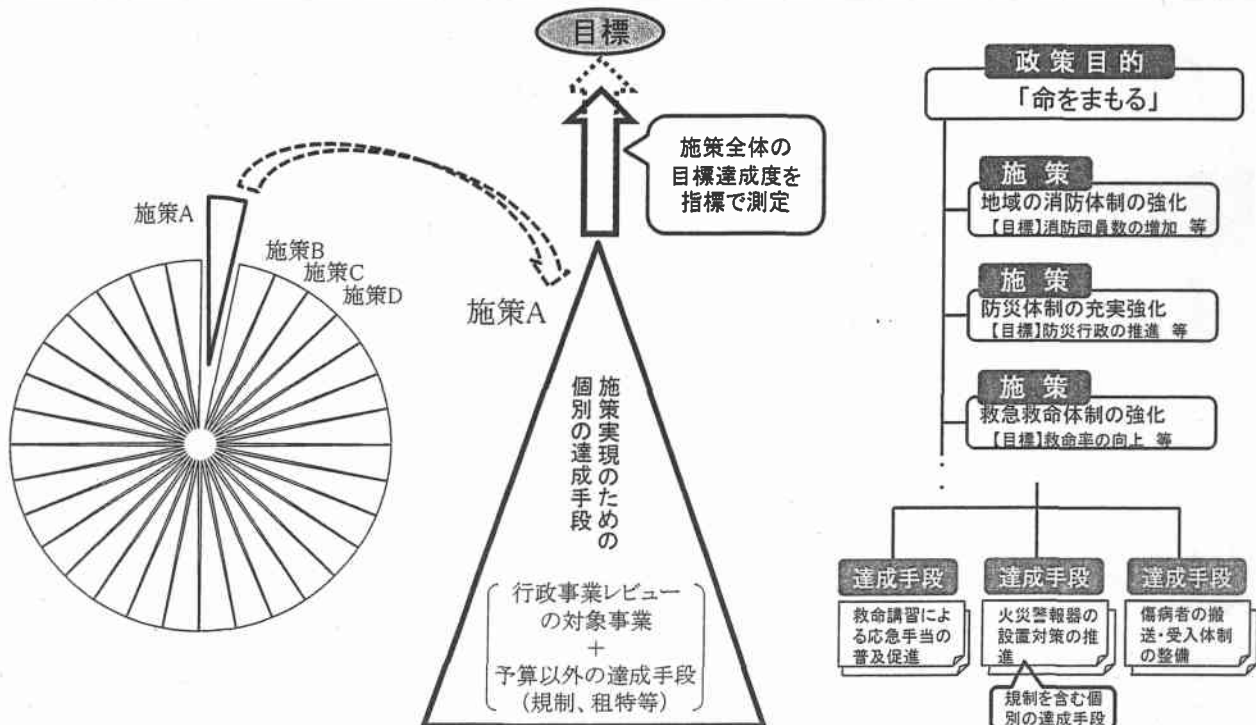
評価の現状
法律の場合、見直し条項の年限にあわせることが多い。

点検活動の内容
時期が明示されていない場合には、レビューを行う条件等を明らかにするため、評価書の修正・補足説明を求める。

(参考) 主要な政策に係る事後評価について

全府省の主要な政策全般を約500施策に区分、定期的に事後評価

- 各府省共通の様式の事前分析表において、施策目標、測定指標、達成手段(※)を一体的に整理・公表
- ※ 個々の規制は、施策実現のための達成手段として位置づけられるのが通例
- 各府省共通の様式で評価書を作成・公表(年間約350件、毎年8月～9月)
- 来年度(平成26年度)から、評価結果を各府省共通の5区分で表示するなど、標準化・重点化を実施



許認可等現況表について

平成26年1月21日
総務省行政評価局

許認可等現況表について

許認可等現況表とは、国民の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するものを、各府省の協力を得て取りまとめたもの。

(根拠：昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について(別紙1))

(把握の概要)

- 範囲：法律、政令、省令、告示にある国の許認可等
- 数え方：許可、認可、届出等の用語ごとに1事項
- 時点：毎年度末(隔年集計)

※ 許認可等現況表のサンプル(別紙2)

※ 直近の概要資料(参考資料1)

※ 規制の事前評価の件数と許認可等現況表における許認可等の数の考え方(参考資料2)

(最近の議論)

- 規制・制度改革委員会最終報告書(平成24年12月)(別紙3)

1

(別紙1)

「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)(抄)

4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

許認可等現況表（平成24年3月31日現在）抄

（別紙2）

NO	所管省庁等名	所管局等名	事項名	根拠法令等条項	処分権者	許認可等の対象者等	所管部課名	許認可等の有効期間	用語区分
1	01020001	内閣府	大臣官房認定（公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	一般社団法人又は一般財団法人の公益認定	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条	一般社団法人又は一般財団法人	公益法人行政担当室		認定
2	01020002	内閣府	大臣官房認定（公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	公益社団法人又は公益財団法人の変更の認定 (1) 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所（従たる事務所の新設又は廃止を含む。） (2) 公益目的事業の種類又は内容 (3) 収益事業等の内容	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		認定
3	01020003	内閣府	大臣官房認定（公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出 (1) 名称又は代表者の氏名 (2) 第11条第1項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更 (3) 定款（第11条第1項各号に掲げる変更及び前2号に掲げる変更に係るものを除く。）等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		届出
4	01020004	内閣府	大臣官房認定（公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	財産目録等の提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		提出
5	01020005	内閣府	大臣官房認定（公益認定等委員会事務局／公益法人行政担当室）	合併等の届出 (1) 合併（変更の認定の申請をする場合又は合併による地位を承継の認可を申請する場合を除く。） (2) 事業の全部又は一部の譲渡 (3) 公益目的事業の全部の廃止	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項	公益社団法人又は公益財団法人	公益法人行政担当室		事前届出

（番号） 01020005

01 → 府省番号

02 → 部局番号

0005 → 許認可等番号（部局ごとに連番）

（別紙2の付表）

許認可等の数え方

<p>2 四 略</p> <p>前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>一 名称又は代表者の氏名の変更</p> <p>二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更</p> <p>三 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）</p>	<p>○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）</p> <p>（公益認定）</p> <p>第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。</p> <p>（変更の認定）</p> <p>第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）</p> <p>二 公益目的事業の種類又は内容の変更</p> <p>三 収益事業等の内容の変更</p> <p>254 略</p>
--	---

《公益社団法人又は公益財団法人に関する許認可等》

- ① 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定
- ② 公益社団法人又は公益財団法人の変更の認定
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出

更なる規制・制度改革の 推進に向けて

規制・制度改革委員会の成果と今後の改革課題

平成24年12月

内閣府行政刷新会議

規制・制度改革委員会

第2 規制・制度改革を推進する具体的な「仕組み」の考え方

- 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築については、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象であり、事前評価については一定の実績があることから、これを活用・拡充することにより実現することが適当であると考えられる。
この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣又は委員会が関与することにより、その成果向上を図る仕組みが必要である。
- 一方、委員会においては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るため、広聴・検討・調整を経て概ね6月頃の閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいる。
この年度サイクルを機能させ、その成果をさらに高めていくためには、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方等を具体化するとともに、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要である。
- 規制・制度改革を不断に推進し、実現性・実効性を高めるためには、こうした2つのサイクルの確立が不可欠である。また、その活動は、それぞれ独立するのではなく、図1に示すように、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当である。
すなわち、国民の声、事業者要望等を定期的・横断的な見直しのPDCAサイクルに反映し、同時に、政策評価や統一的把握の結果を規制・制度改革の年度サイクルに活用していくことが重要である。

第3 政策評価の仕組みを活用した「PDCAサイクルの確立」

＜具体的な進め方＞

「PDCAサイクルの確立」(図1左側)については、次のような手順で進める。(図2及び図3参照)

- 1 各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制(許認可等)の見直し(事後評価)時期を明らかにしなければならない。
- 2 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 3 各府省庁等は、
 - ① 1のスケジュールに基づいた規制の定期的な見直し(事後評価)を実施したとき
 - ② 規制の新設・改廃を行う場合において、事前評価を実施したとき
 は、これらを公表するとともに、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって、総務省に送付する。
- 4 総務大臣は各府省庁等の規制・制度に係る政策評価の点検を行った場合には、2に該当する重要な規制・制度の項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 5 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときには、総務大臣に対し、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求める。
- 6 総務大臣は、これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会に諮った上で、必要に応じて規制当局による再評価や総務省による評価等を実施する。
- 7 各府省庁等は、評価結果を当該規制に反映した上で、閣議決定・国会審議等を経て、施行する。

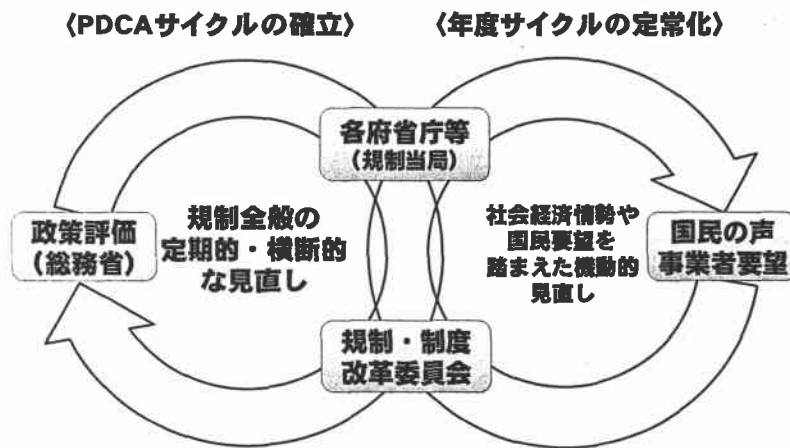


図1 定期的・横断的な見直しを実現するための2つのサイクル

許認可等の統一的把握の

結果について

平成 25 年 3 月

総務省行政評価局

許認可等の統一的把握の結果について

1 調査の概要

許認可等の統一的把握は、「昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省の協力を得て実施している。今回の調査（平成 24 年 3 月 31 日現在で把握）は、中央省庁等再編後に行われる 6 回目の把握であり、前回の調査（平成 21 年 3 月 31 日現在で把握）後の 3 年間の許認可等の増減を調査している。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

なお、この統一的把握においては、平成 24 年 3 月 31 日時点で既に公布されているが未施行の法令に基づく許認可等も含んでいる。

2 許認可等の総数及び内訳

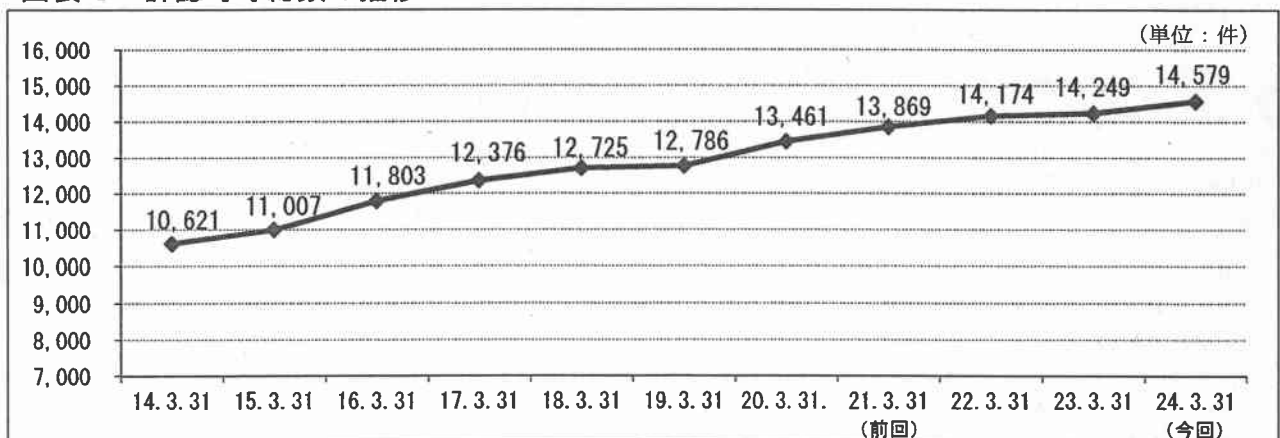
平成 24 年 3 月 31 日現在で把握した国の許認可等の総数は、14,579 件である。平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年間に於ける許認可等の増減は、増加数 1,140 件、減少数 430 件であり、前回調査（平成 21 年 3 月 31 日現在）における総数 13,869 件に比べ、今回調査の総数は 710 件の増加となっている。

図表 1 許認可等の総数

	把握時点	許認可等の総数	増減数	増加数	減少数
(今回)	平成 24 年 3 月 31 日	14,579 件	710 件	1,140 件	430 件
	平成 23 年 3 月 31 日 (参考)	14,249 件			
	平成 22 年 3 月 31 日 (参考)	14,174 件			
(前回)	平成 21 年 3 月 31 日	13,869 件			

また、中央省庁等再編後の許認可等総数の推移は、次のとおりである（資料 1 参照）。

図表 2 許認可等総数の推移



【参考】規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係

許認可等の件数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに1事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の「許認可等の実態の統一的把握基準」（参考3参照）に基づいて把握している。

一方、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。このため、法律の廃止等により規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少する。しかし、規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられる等により、件数が増加する場合もある。

(1) 府省別の許認可等件数

府省別の許認可等件数は、国土交通省 (2,631件)、経済産業省 (2,348件)、厚生労働省 (2,263件)、金融庁 (2,054件)、農林水産省 (1,571件) 等となっている（詳細は資料1参照）。

(2) 用語の分類別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類すると、おおむね次のとおりとなる。

強い規制	一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等（例：許可、認可、免許、指定等）
中間の規制	特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等（例：認定、検査、登録等）
弱い規制	一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等（例：届出、提出、報告等）

許認可等件数を用語の分類別にみると、次のとおりである。弱い規制（届出、提出、報告等）が全体の約5割（49.2%）を占め、最も多くなっている（詳細は資料2参照）。

図表3 許認可等の用語分類別件数

（単位：件、%）

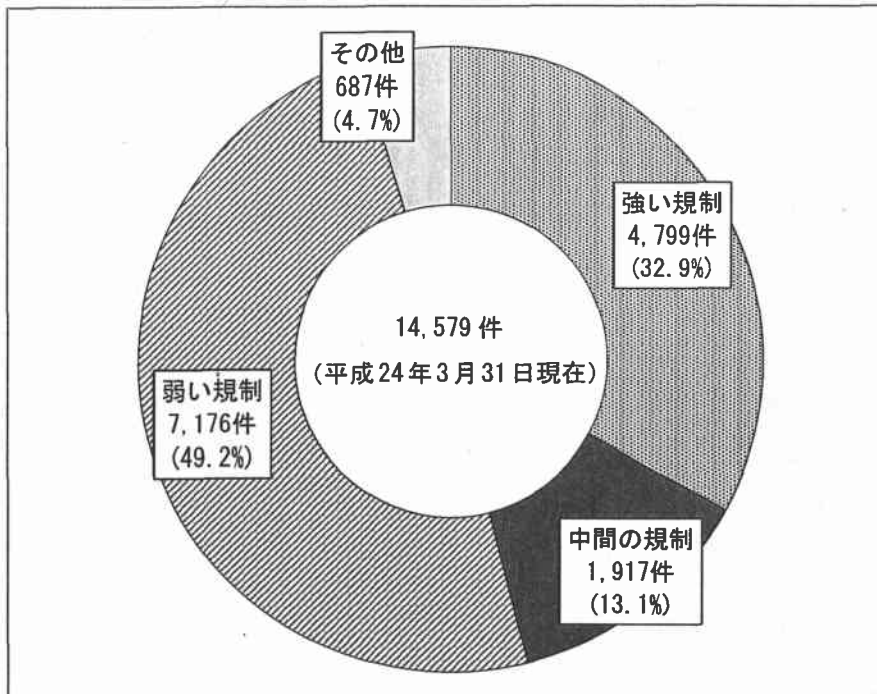
把握時点	強い規制	中間の規制	弱い規制	その他	計
	許可、認可、指定等	認定、検査、登録等	届出、提出、報告等	書換、更新等	
平成24年3月31日	4,799	1,917	7,176	687	14,579
現在（今回）	(32.9)	(13.1)	(49.2)	(4.7)	(100)

（注）四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない。

【参考】

平成21年3月31日	4,588	1,840	6,773	668	13,869
現在（前回）	(33.1)	(13.3)	(48.8)	(4.8)	(100)

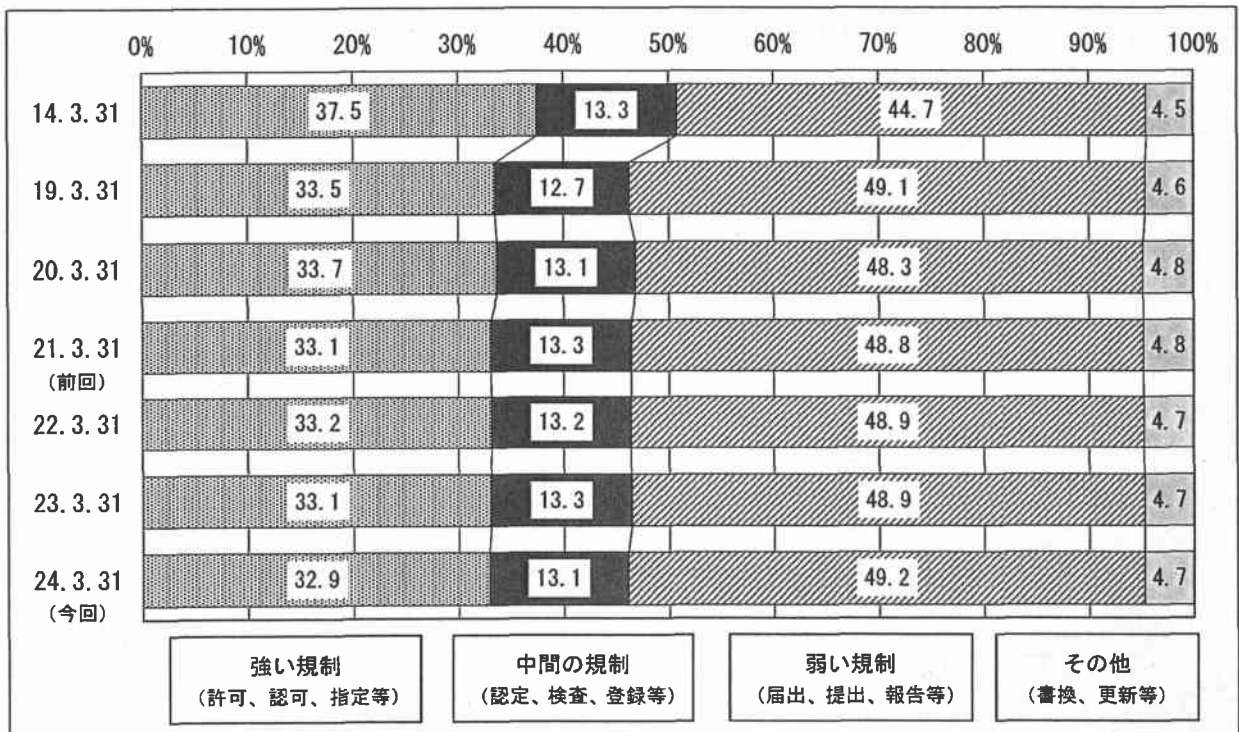
図表4 許認可等の用語分類別件数



(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない。

また、許認可等総数に占める用語分類別の割合をみると、強い規制の許認可等の割合は減少の傾向にある。

図表5 用語分類別許認可等の推移



(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない場合がある。

(3) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等が規定されている根拠法令（告示を含む。以下同じ。）についてみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が71.5%、政令に規定されているものの割合が3.3%、省令に規定されているものの割合が23.0%となっている（詳細は資料3参照）。

図表6 許認可等の根拠法令別件数

(単位：件、%)

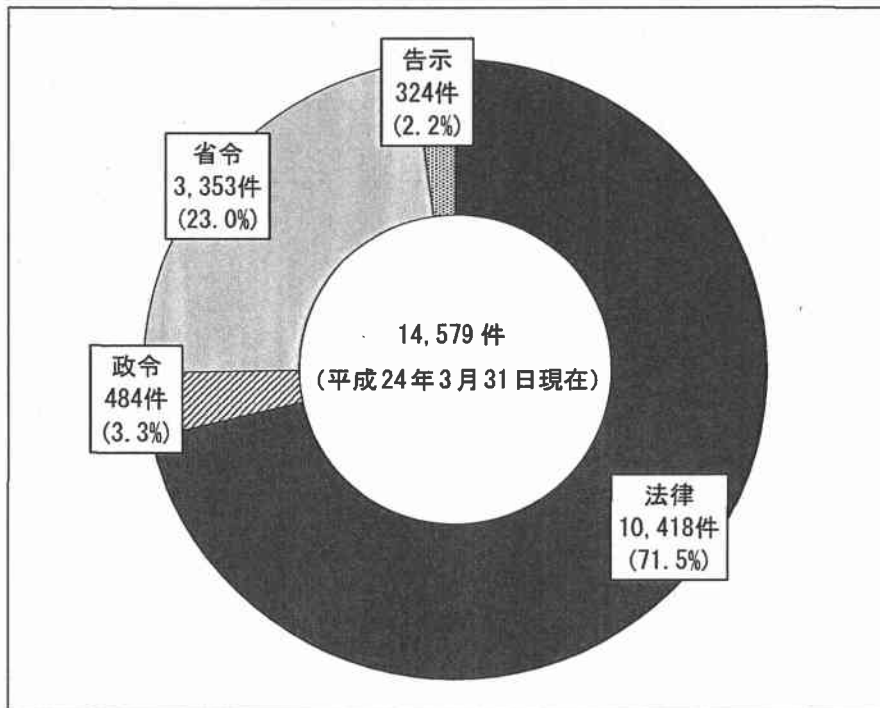
把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成24年3月31日	10,418	484	3,353	324	14,579
現在(今回)	(71.5)	(3.3)	(23.0)	(2.2)	(100)

【参考】

平成21年3月31日	9,808	486	3,250	325	13,869
現在(前回)	(70.7)	(3.5)	(23.4)	(2.3)	(100)

- (注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。
2 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない。

図表7 許認可等の根拠法令別件数



また、許認可等が規定されている法令数は、1,238 となっており、このうち法律数は507となっている。

図表8 許認可等規定法令数

区分	法律	政令	省令	告示	計
法令数	507	112	522	97	1,238

(資料1)

中央省庁等再編後の府省別許認可等件数の推移

(単位：件)

府省名	再編後 第1回 調査	第2回	第3回		第4回		第5回		第6回			b - a
	平成14年 3月31日 現在(a)	平成15年 3月31日 現在	平成16年 3月31日 現在	平成17年 3月31日 現在	平成18年 3月31日 現在	平成19年 3月31日 現在	平成20年 3月31日 現在	平成21年 3月31日 現在	平成22年 3月31日 現在	平成23年 3月31日 現在	平成24年 3月31日 現在(b)	
内閣府	77	77	81	81	80	95	109	101	94	92	92	15
公正取引委員会	25	23	23	23	23	23	23	23	19	19	19	-6
国家公安委員会	117	117	120	126	125	125	203	225	232	232	233	116
金融庁	1,421	1,501	1,634	1,736	1,845	1,782	1,859	1,901	1,934	1,948	2,054	633
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	30	30	30	30
総務省	575	604	650	663	669	673	677	698	735	718	731	156
法務省	237	278	285	297	299	294	334	338	333	333	333	96
外務省	47	47	51	51	50	43	56	50	50	50	52	5
財務省	727	734	771	772	809	831	904	922	977	985	1,000	273
文部科学省	566	573	586	622	636	636	689	689	711	747	750	184
厚生労働省	1,543	1,602	1,862	1,910	1,894	1,936	2,051	2,178	2,173	2,168	2,263	720
農林水産省	1,114	1,132	1,219	1,323	1,383	1,379	1,426	1,443	1,500	1,513	1,571	457
経済産業省	1,866	1,935	1,997	2,038	2,058	2,069	2,101	2,240	2,310	2,317	2,348	482
国土交通省	2,042	2,058	2,161	2,343	2,437	2,485	2,576	2,613	2,614	2,631	2,631	589
環境省	229	291	325	353	379	384	408	411	425	429	435	206
防衛省	35	35	38	38	38	31	45	37	37	37	37	2
計	10,621	11,007	11,803	12,376	12,725	12,786	13,461	13,869	14,174	14,249	14,579	3,958

(資料2)

用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別	第1回		第2回		第3回				第4回				第5回				第6回						
	平14.3.31現在		平15.3.31現在		平16.3.31現在		平17.3.31現在		平18.3.31現在		平19.3.31現在		平20.3.31現在		平21.3.31現在		平22.3.31現在		平23.3.31現在		平24.3.31現在		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
強い規制	許可	809	7.5	827	7.5	820	6.9	836	6.8	823	6.5	802	6.3	886	6.5	888	6.4	897	6.3	905	6.4	917	6.3
	認可	1,677	15.8	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5	1,798	14.1	1,775	13.9	1,814	13.5	1,819	13.1	1,855	13.1	1,856	13.0	1,885	12.9
	免許	75	0.7	78	0.7	78	0.7	79	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	79	0.6	79	0.6	79	0.5
	承認	1,069	10.1	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7	1,269	10	1,295	10.1	1,338	9.9	1,359	9.8	1,415	10.0	1,411	9.9	1,455	10.0
	指定	312	2.9	327	3	313	2.7	300	2.4	290	2.3	288	2.3	295	2.2	314	2.3	326	2.3	330	2.3	332	2.3
	承諾等	43	0.4	49	0.4	49	0.4	49	0.4	48	0.4	49	0.4	132	1	131	0.9	131	0.9	131	0.9	131	0.9
小計	3,985	37.5	4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4	4,305	33.8	4,286	33.5	4,542	33.7	4,588	33.1	4,702	33.2	4,712	33.1	4,799	32.9	
中間の規制	認定	601	5.7	635	5.8	670	5.7	649	5.2	655	5.1	642	5	774	5.7	823	5.9	850	6.0	875	6.1	888	6.1
	確認	141	1.3	137	1.2	151	1.3	148	1.2	151	1.2	152	1.2	161	1.2	166	1.2	173	1.2	176	1.2	179	1.2
	証明	84	0.8	82	0.7	78	0.7	78	0.6	78	0.6	80	0.6	81	0.6	80	0.6	82	0.6	82	0.6	82	0.6
	認証	26	0.2	28	0.3	21	0.2	21	0.2	21	0.2	21	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2
	試験	109	1	111	1	110	0.9	109	0.9	110	0.9	111	0.9	111	0.8	111	0.8	109	0.8	109	0.8	109	0.7
	検査	212	2	212	1.9	205	1.7	205	1.7	213	1.7	213	1.7	203	1.5	203	1.5	202	1.4	204	1.4	203	1.4
	検定	28	0.3	27	0.2	21	0.2	20	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1
	登録	184	1.7	190	1.7	304	2.6	346	2.8	359	2.8	367	2.9	369	2.7	391	2.8	390	2.8	389	2.7	390	2.7
	審査等	24	0.2	24	0.2	26	0.2	26	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2
小計	1,409	13.3	1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9	1,630	12.8	1,629	12.7	1,765	13.1	1,840	13.3	1,872	13.2	1,901	13.3	1,917	13.1	
弱い規制	届出	3,247	30.6	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2	4,370	34.4	4,376	34.2	4,489	33.3	4,680	33.7	4,750	33.5	4,771	33.5	4,813	33.0
	提出	699	6.6	714	6.5	738	6.3	778	6.3	842	6.6	870	6.8	960	7.2	1,016	7.3	1,051	7.4	1,059	7.4	1,188	8.1
	報告	652	6.1	691	6.3	717	6.1	759	6.1	784	6.2	797	6.2	814	6	833	6	856	6.0	864	6.1	899	6.2
	交付	80	0.8	85	0.8	94	0.8	100	0.8	100	0.8	103	0.8	105	0.8	105	0.8	125	0.9	126	0.9	126	0.9
	申告等	71	0.7	90	0.8	107	0.9	110	0.9	119	0.9	134	1	133	1	139	1	146	1.0	146	1.0	150	1.0
小計	4,749	44.7	4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3	6,215	48.8	6,280	49.1	6,507	48.3	6,773	48.8	6,928	48.9	6,966	48.9	7,176	49.2	
その他	478	4.5	486	4.4	475	4	538	4.3	575	4.5	591	4.6	647	4.8	668	4.8	672	4.7	670	4.7	687	4.7	
合計	10,621	100	11,007	100	11,803	100	12,376	100	12,725	100	12,786	100	13,461	100	13,869	100	14,174	100	14,249	100	14,579	100	

強い規制 : 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

中間の規制 : 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

弱い規制 : 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(注) 四捨五入の関係で合計欄が一致しない部分がある。

(資料3)

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件、%)

府省名	前回	(参考)	(参考)	今回				b-a	
	平成21年 3月31日 現在(a)	平成22年 3月31日 現在	平成23年 3月31日 現在	平成24年 3月31日 現在(b)	法律	政令	省令		告示
内閣府	101	94	92	92	45	7	34	6	-9
公正取引委員会	23	19	19	19	15	0	4	0	-4
国家公安委員会	225	232	232	233	124	4	95	10	8
金融庁	1,901	1,934	1,948	2,054	1,663	65	318	8	153
消費者庁	—	30	30	30	19	1	10	0	30
総務省	698	735	718	731	463	11	236	21	33
法務省	338	333	333	333	214	7	106	6	-5
外務省	50	50	50	52	17	1	28	6	2
財務省	922	977	985	1,000	753	81	154	12	78
文部科学省	689	711	747	750	420	63	197	70	61
厚生労働省	2,178	2,173	2,168	2,263	1,297	144	718	104	85
農林水産省	1,443	1,500	1,513	1,571	1,291	28	244	8	128
経済産業省	2,240	2,310	2,317	2,348	1,849	22	464	13	108
国土交通省	2,613	2,614	2,631	2,631	1,930	38	619	44	18
環境省	411	425	429	435	312	11	102	10	24
防衛省	37	37	37	37	6	1	24	6	0
計 (構成比)	13,869	14,174	14,249	14,579 (100.0)	10,418 (71.5)	484 (3.3)	3,353 (23.0)	324 (2.2)	710

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(参考1)

許認可等の新設、廃止状況（法律関係）

(単位：件)

根拠法		所管府省名	新設	廃止	改正法	
1	米穀の新用途への利用の促進に関する法律	農林水産省	6		米穀の新用途への利用の促進に関する法律	平成21年4月24日法律第25号
2	技術研究組合法	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	57		我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律	平成21年4月30日法律第29号
3	鉱工業技術研究組合法	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省		9		
4	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	45			
5	産業活力再生特別措置法	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省		37		
6	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	厚生労働省 経済産業省 環境省	8	2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律	平成21年5月20日法律第39号
7	自然公園法	環境省	7		自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	平成21年6月3日法律第47号
8	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	公正取引委員会	2	8	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律	平成21年6月10日法律第51号
9	農地法	農林水産省		1	農地法等の一部を改正する法律	平成21年6月24日法律第57号
10	金融商品取引法	金融庁	9		金融商品取引法等の一部を改正する法律	平成21年6月24日法律第58号
11	資金決済に関する法律	金融庁	24		資金決済に関する法律	平成21年6月24日法律第59号
12	前払式証券の規制等に関する法律	金融庁		15		
13	株式会社企業再生支援機構法	金融庁	5		株式会社企業再生支援機構法	平成21年6月26日法律第63号
14	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	国土交通省	3		特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	平成21年6月26日法律第64号
15	商品先物取引法	農林水産省 経済産業省	65		商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律	平成21年7月10日法律第74号
16	商品取引所法	農林水産省 経済産業省		35		
17	出入国管理及び難民認定法	法務省	7		出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律	平成21年7月15日法律第79号
18	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律	法務省	6			
19	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	法務省	5			
20	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	経済産業省	6		商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律	平成21年7月15日法律第80号
21	クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	経済産業省	7		クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	平成21年7月17日法律第85号

	根拠法	所管府省名	新設	廃止	改正法	
22	関税法	財務省	3		関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律	平成22年3月31日法律第13号
23	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	文部科学省	4		公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	平成22年3月31日法律第18号
24	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	文部科学省	4		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律	平成22年5月10日法律第30号
25	金融商品取引法	金融庁	14		金融商品取引法等の一部を改正する法律	平成22年5月19日法律第32号
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	3		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	平成22年5月19日法律第34号
27	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	農林水産省	3		公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律	平成22年5月26日法律第36号
28	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律	財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	26		エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律	平成22年5月28日法律第38号
29	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律	国土交通省	3		排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律	平成22年6月2日法律第41号
30	P T A ・ 青少年教育団体共済法	文部科学省	5		P T A ・ 青少年教育団体共済法	平成22年6月2日法律第42号
31	電気通信役務利用放送法	総務省		13	放送法等の一部を改正する法律	平成22年12月3日法律第65号
32	電波法	総務省	10	3		
33	放送法	総務省	21	6		
34	有線テレビジョン放送法	総務省		17		
35	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律	総務省		4		
36	有線放送電話に関する法律	総務省		1		
37	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	総務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	21		地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	平成22年12月3日法律第67号
38	児童福祉法	厚生労働省	5		障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律	平成22年12月10日法律第71号
39	障害者自立支援法	厚生労働省	6			
40	港湾法	国土交通省	13		港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律	平成23年3月31日法律第9号
41	家畜伝染病予防法	農林水産省	13		家畜伝染病予防法の一部を改正する法律	平成23年4月4日法律第16号
42	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省		8	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律	平成23年4月28日法律第32号
43	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	厚生労働省	1		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	平成23年5月20日法律第47号
44	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	警察庁 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	18		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律	平成23年5月25日法律第48号
45	航空法	国土交通省	3		航空法の一部を改正する法律	平成23年5月25日法律第50号
46	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律	国土交通省	8		関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律	平成23年5月25日法律第54号
47	関西国際空港株式会社	国土交通省		5		
48	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律	外務省	2		東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律	平成23年6月8日法律第64号

根拠法		所管府省名	新設	廃止	改正法
49	特定非営利活動促進法	内閣府		1	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 平成23年6月22日法律第70号
50	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	厚生労働省		5	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 平成23年6月22日法律第72号
51	老人福祉法	厚生労働省		7	
52	金融機能の強化のための特別措置に関する法律	金融庁 厚生労働省 農林水産省	194		東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律 平成23年6月29日法律第80号
53	租税特別措置法	財務省	6		現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律 平成23年6月30日法律第82号
54	鉱業法	経済産業省	17		鉱業法の一部を改正する等の法律 平成23年7月22日法律第84号
55	石油及び可燃性天然ガス資源開発法	経済産業省		6	
56	石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省		1	
57	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	農林水産省 金融庁	40		農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律 平成23年8月3日法律第89号
58	社会福祉法	厚生労働省		2	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 平成23年8月30日法律第105号
59	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	経済産業省	5		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 平成23年8月30日法律第108号
60	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法	経済産業省		1	
61	ガス事業法	経済産業省	2		電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律 平成23年8月30日法律第109号
62	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射線物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	環境省	2		平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 平成23年8月30日法律第110号
63	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	金融庁	4		株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法 平成23年11月28日法律第113号
64	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	財務省	2		東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 平成23年12月2日法律第117号
65	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	財務省	1		東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 平成23年12月14日法律第119号
66	沖縄振興特別措置法	国土交通省		4	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律 平成24年3月31日法律第13号
67	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	財務省	8		租税特別措置法等の一部を改正する法律 平成24年3月31日法律第16号
68	租税特別措置法	財務省		1	
69	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律	財務省		1	関税定率法等の一部を改正する法律 平成24年3月31日法律第19号
70	関税法	財務省	3	1	
合計			732	194	

(注) 1 平成21年4月1日から24年3月31日までの間に新設、廃止された法律を根拠とする許認可等について、本省が整理したもの。

2 複数府省により共管されているものは、府省ごとに1件として数えている。

(参考2)

許認可等の新設、廃止の主な例

- 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月29日法律第80号）関係（新設194件：金融庁、厚生労働省、農林水産省）

【金融機能の強化のための特別措置に関する法律関係】

金融機能強化法に震災の特例を設け、自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加する等の措置を講じ、「経営強化計画の提出」、「事業再構築に伴う資本整理の認定」等194件を新設

- 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年4月30日法律第29号）関係（新設102件、廃止46件：警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

【産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、産業活力再生特別措置法関係】

事業者の資源生産性の向上を図る「資源生産性革新計画」及び事業者が資源制約に対応するための新市場開拓を図る「資源制約対応製品生産設備導入計画」の認定制度を新たに創設し、「資源生産性革新計画の認定」、「資源制約対応製品生産設備導入計画の認定」等45件を新設、「共同事業再編計画の認定」、「技術活用事業革新計画の認定」等37件を廃止

【技術研究組合法、鉱工業技術研究組合法関係】

対象となる技術範囲の産業技術全般への拡大、迅速な事業化を目指すため株式会社等への組織変更、事業ごとの分割を行うことができる規定の創設等を行い、「株式会社への組織変更の認可」、「合同会社への組織変更の認可」等57件を新設、「合併認可」、「決算関係書類の提出」等9件を廃止

- 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年7月10日法律第74号）関係（新設65件、廃止35件：農林水産省、経済産業省）

【商品先物取引法、商品取引所法関係】

使いやすく、透明な、トラブルのない商品先物市場の実現を目的とし、商品取引所法と海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の一本化、取引所議決権の保有規制の緩和等の措置を講じ、「商品取引所持株会社の認可」、「株式会社商品取引所の議決権の特定保有者の届出」等65件を新設、「新設分割の認可」、「特定業務の届出書の提出」等35件を廃止

- 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年6月8日法律第64号）関係（新設2件：外務省）

【東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給に関する法律関係】

旅券の紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、当該旅券の有効期限までの一般旅券である「震災特例旅券」を発給することを可能とし、「震災特例旅券の発給」、「震災特例旅券（2回目）の発給」2件を新設

(参考3)

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付 等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

(参考4)

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申）

2 規制緩和の進め方

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和60年9月24日閣議決定）

5 規制行政

(1) 規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和60年12月28日閣議決定）

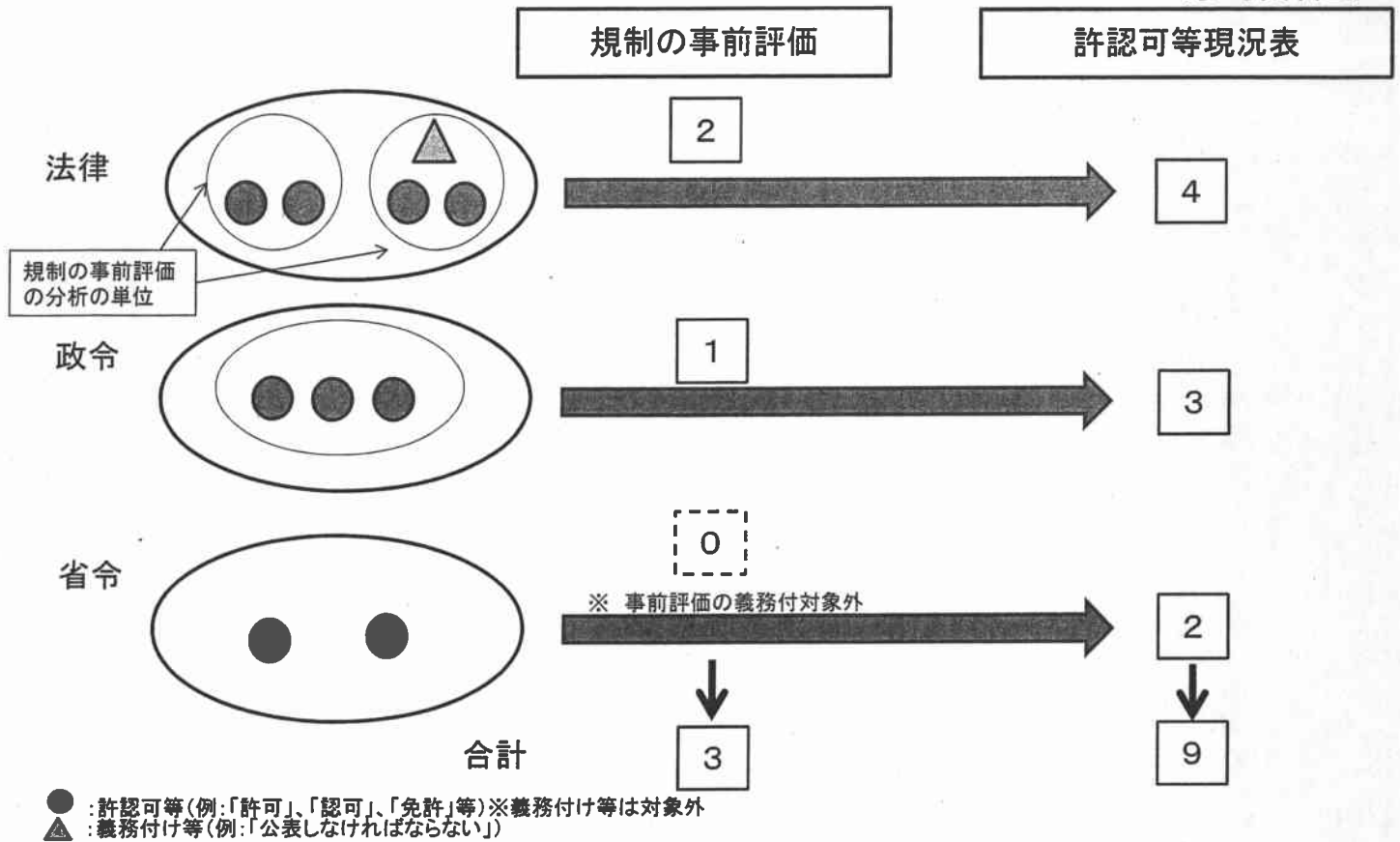
4 行政事務

(1) 許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

(参考資料2)



(イメージ)

政策の名称 規制の内容	〇〇法による〇〇権の許可等に係る規制(〇〇法の一部改正) ①〇〇権の設定等に係る許可基準の追加 適正な〇〇事業の実施のため、〇〇権の設定の許可を受け 際の基準を追加する。【〇〇法第〇条及び第〇条】 ②××の実施に係る許可制度の創設 ××の実施に当たっては、一定期間、一定の区域を占有して 実施することとなるため、事業による効用と他の産業等への影 響を比較考慮して許可を与える制度を創設する。【〇〇法第〇 条、第〇条】
費用・便益の 分析	①について 規制案により、許可申請にかかる費用等の増加が見込まれるも の、適正な事業の実施が図られることから、その便益は費用 を大きく上回ると考えられ、本規制案は適当であると考えられる。 ②について 規制案により、許可申請にかかる費用等の発生が見込まれるも の、他の産業への影響を最小限にしつつ、適切な事業を実施 することができるようになる便益は費用を大きく上回ると考えら れ、本規制案は適当であると考えられる。

規制の事前評価の件数

①の規制、②の規制、で費用・便
益を分けて分析しているので2件
として計算。

許認可等現況表における
許認可等の件数

①に関連する条文(〇〇法第〇条
及び第〇条)における許認可等の
用語の増加件数・・・0件
※ 許認可等を新たに加えるものではないた
め、0件となる。

②に関連する条文(〇〇法第〇条
及び第〇条)における許認可等の
用語の増加件数・・・5件。

※ 本事例では、許可、変更許可、変更の届
出、合併・分割の承認、相続の承認を設けた。

合計5件

規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
(規制のPDCA) について (案)

1 趣旨

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムを構築する。

2 主な論点

○具体的なシステムの考え方

○規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用

○政策評価の仕組みとの関連

○所管府省と規制改革会議の連携の在り方

○実施時期等

3 スケジュール

平成 26 年 1 月	規制改革会議においてヒアリング (総務省)、議論開始
平成 26 年 2 月	規制改革会議において議論
平成 26 年 3 月	規制改革会議において「意見」とりまとめ
平成 26 年 6 月	規制改革会議答申

「規制のPDCA」に関するこれまでの取組等

昭和60年12月

「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」
(閣議決定)

→「許認可等の統一的把握」(総務省)

＜平成15年3月末分までは毎年1回、その後2年に1回(2年分)。
平成22年3月末分から24年3月末分までを25年3月に公表＞

平成14年4月

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)施行

→「政策のPDCA」の法定化

平成18年7月

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(閣議決定)

→「法令に関する規制(通知・通達等を含む)について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表」

「見直し基準」に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う」

平成19年10月

規制の「事前評価」を導入(政策評価法施行令改正)

→法律又は政令による規制の新設又は改廃について、事前評価を義務付け

平成21年3月

「規制改革推進のための3か年計画」(再改定)(閣議決定)

→「一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力的に推進する」

平成24年12月

「規制全般の定期的・横断的見直しについて」(規制・制度改革委員会)

→規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの具体的な在り方についてとりまとめ

別記（1）

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

①意義

この基準は、制度の新設・改正後一定の期間が経過した規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制については、時代に即応して、廃止、緩和等の改革が必要かどうかを個々の規制について、従来どおり積極的に見直し、規制改革を推進していくべきである。

②見直しの対象

見直しの対象となる「規制」の範囲は、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとし、次の形式により制度化されたものを、見直しの対象とする。

- (i) 法律（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下の(ii)から(iv)についても、同様の趣旨に照らして相当でないものを除く。）
- (ii) 政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）
- (iii) 通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のもの（この基準において、「通知・通達等」という。）で、私人に対する「外部効果」を有するもの
- (iv) 通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入ないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
- (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
- (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- (viii) 規制制定手続の透明化
- (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

なお、規制にかかわる通知・通達等については、上記の見直しの視点とあわせて、「規制改革・民間開放3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（以下「3か年計画（再改定）」という。）に盛り込まれている、その私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類ごとの基準にしたがい、見直しを推進する。

④見直しの「期間」の設定

一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（この基準において、「一定期間経過後見直し条項」という。）を盛り込む際の「期間」の設定については、以下の基準にしたがい設定するものとする。

(i) 「5年」を標準とし、それより短い期間となるよう努める。

(ii) 制度見直しのための検証に時間のかかる規制については、可能な限り「10年」を上限として設定する。

なお、一定期間経過後に見直しを行う際には、次回の見直しを行うまでの「期間」を設定するものとし、以後もこの例によるものとする。

⑤法律の一定期間経過後見直し

法律については、(i)新たに法律を制定する場合、(ii)既存の法律の附則等に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(iii)既存の法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(i) 規制にかかわる法律の新設に当たっては、法案作成時に前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

(ii) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項があるものについては、当該見直し条項にしたがい見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

(iii) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項がないものについては、法律改正の際に前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

⑥法規命令の一定期間経過後見直し

法規命令については、(i)法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、及び(ii)法規命令自体及び根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(i) 規制にかかわる法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

(ii) 規制にかかわる法規命令のうち、法規命令自体および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑦「外部効果」を有する通知・通達等の一定期間経過後見直し

私人に対する外部効果を有する通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- (ii) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑧「外部効果」を有しない通知・通達等の定期的見直し

私人に対する外部効果を有しない通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。
- (ii) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

⑨見直し結果および理由の公示

一定期間経過後に見直しを実施した場合、その結果および理由をホームページ等で公示する。特に、見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

〔別記(2)〕

《通知・通達等法令以外の規定に基づく規制に関する見直し基準》

①意義

この基準は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制について無条件に是認するものではなく、廃止、緩和等の改革が必要と考えられる個々の規制については、従来どおり積極的に規制改革を推進していくべきものである。

②見直しの対象

見直しの対象となる「通知・通達等」とは、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示(この基準において、「法規命令」という。)以外のもので、規制に関わるものをいう。なお、ここでいうところの「規制」とは、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」(昭和63年12月1日)において示されている定義にしたがうものとする。

③通知・通達等の私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類

通知・通達等は、私人に対する「外部効果」のあるものとして、(i) 行政手続法に定める審査基準・処分基準、(ii) 私人に対する「外部効果」があるもののうち、上述の審査基準・処分基準に該当しないものと、(iii) 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に分類でき、それぞれについて見直しの基準を定めるものとする。

ここでいう「私人に対する外部効果を有する」とは、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったような、私人に対する「外部効果」を有することを意味する。すなわち、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めるものである。

④「審査基準・処分基準」として取り扱うべきものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、法令で定めるか、当該規定を廃止する等の見直しを行う。

(イ) 審査基準・処分基準のかたちで定めることとするものについては、原則として所管府省名又は大臣名で制定・発出する(ただし、行政手続法における審査基準・処分基準の制定主体である「行政庁」に該当するものについては、当該「行政庁」名で制定・発出することを妨げない)。

(ウ) 通知・通達等のうち、申請により求められた許認可を行うか否か、不利益処分を行うか否かの判断に影響を与えるものについては、行政手続法に規定する審査基準・処分基準として取り扱う。

また、これらの制定・発出の際、当該通知・通達等の名称に「審査基準」「処分基準」という名称を使用する。

(エ) 審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する。

⑥「審査基準・処分基準以外の基準」に該当するものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、当該規定を廃止する等の見直しを行う。

(イ) 私人の混乱を招かないよう、当該基準は制定・発出時点で行政が最適と考える法令解釈・運用等の標準であることを、通知・通達等に明記する等の措置を講ずる。

(ウ) 審議会や検討会といった第三者機関による検討、意見公募（パブリック・コメント）等の手続を経るなど、基準の合理性、透明性が確保されているかどうかを確認し、確保されていない場合には、当該手続を実施する等の必要な措置を講ずる。

⑥「私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等」の見直しの基準

ア 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に該当すると考えられるものには、様々な形式のものがあるが、その典型例として、その性格に着目し、以下のとおり分類されるものがある。

(ア) 行政指導指針：同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

(イ) 技術的助言・勧告：地方公共団体の事務について、地方自治法第245条の4の定めに基づきなされる技術的な助言又は勧告

イ 地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告として制定・発出されているもののうち、全国一律で法的義務付けを行う方が私人にとって望ましいと考えられるものについては、法令で定めるよう、見直しを行う。

ウ 私人に対する外部効果を有しないことを明確にするため、行政指導指針に該当するものについては「行政指導指針」、技術的助言・勧告に該当するものについては「技術的助言・勧告」との表現を明記し、それが外部効果を有しないことを平易な言葉で説明するよう、見直しを行う。

⑦複数の分類に該当する内容を含む通知・通達等については、原則として「審査基準・処分基準」に関する見直し基準を適用し、「審査基準・処分基準」を含まないものは原則として「審査基準・処分基準以外の基準」に関する見直し基準を適用するものとする。併せて、ひとつの通知・通達等の中の各要素が上記分類のいずれに該当するかについて、当該各要素の冒頭に明記するものとする。

規制全般の定期的・横断的見直しについて（案）

第1 検討の趣旨

- 規制・制度改革の推進に当たっては、これまで、「規制・制度改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）など、規制全般の統一的把握や定期的・横断的な見直しルールを策定しようとする試みはあったものの、いまだ規制・制度改革が自律的に進むような明確なルールは確立されていない。
- このため、規制・制度改革委員会（以下「委員会」という。）では、規制・制度の個別具体的な改革分野・項目の検討に加え、規制・制度改革が不断に進むよう、以下の点に配慮しながら、規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築について検討すべきとされた。
 - ・ 内閣及び政務三役のリーダーシップの下、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むこと
 - ・ 過去の閣議決定等を受けて取り組まれている、許認可等の統一的把握、規制の新設・改廃の際の事前評価などの枠組みを活用しつつ、その機能が十分に発揮され規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
 - ・ 規制の新設・改廃から一定期間が経過したものについて、定期見直し（事後評価）が確保され、統一的把握・事前評価と同様に規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
 - ・ 委員会が必要に応じて各府省庁等の取組に関与することにより、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げる仕組みを構築すること
- こうした仕組みの具体的な在り方について検討した結果について、今般、取りまとめるものである。

第2 規制・制度改革を推進する具体的な「仕組み」の考え方

- 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築については、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象であり、事前評価については一定の実績があることから、これを活用・拡充することにより実現することが適当であると考えられる。
この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣又は委員会が関与することにより、その成果向上を図る仕組みが必要である。
- 一方、委員会においては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るため、広聴・検討・調整を経て概ね6月頃の閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいる。
この年度サイクルを機能させ、その成果をさらに高めていくためには、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方等を具体化するとともに、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要である。
- 規制・制度改革を不断に推進し、実現性・実効性を高めるためには、こうした2つのサイクルの確立が不可欠である。また、その活動は、それぞれ独立するのではなく、図1に示すように、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当である。
すなわち、国民の声、事業者要望等を定期的・横断的な見直しのPDCAサイクルに反映し、同時に、政策評価や統一的把握の結果を規制・制度改革の年度サイクルに活用していくことが重要である。

〈PDCAサイクルの確立〉

〈年度サイクルの定常化〉

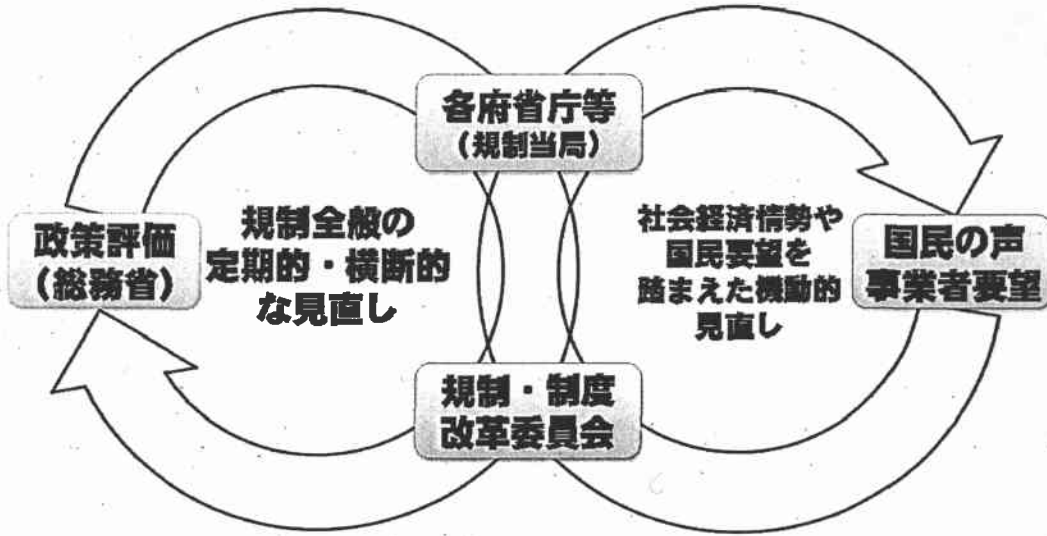


図1 定期的・横断的な見直しを実現するための2つのサイクル

第3 政策評価の仕組みを活用した「PDCAサイクルの確立」

＜具体的な進め方＞

「PDCAサイクルの確立」（図1左側）については、次のような手順で進める。（図2及び図3参照）

- 1 各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制（許認可等）の見直し（事後評価）時期を明らかにしなければならない。
- 2 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 3 各府省庁等は、
 - ① 1のスケジュールに基づいた規制の定期的な見直し（事後評価）を実施したとき
 - ② 規制の新設・改廃を行う場合において、事前評価を実施したときは、これらを公表するとともに、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって、総務省に送付する。
- 4 総務大臣は各府省庁等の規制・制度に係る政策評価の点検を行った場合には、2に該当する重要な規制・制度の項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 5 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときには、総務大臣に対し、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求める。
- 6 総務大臣は、これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会に諮った上で、必要に応じて規制当局による再評価や総務省による評価等を実施する。
- 7 各府省庁等は、評価結果を当該規制に反映した上で、閣議決定・国会審議等を経て、施行する。

<説明>

1について

- 現在、総務省は昭和60年の閣議決定「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の方針について」に基づき、「許認可等の統一的把握」を概ね2年に1回実施している。(平成21年3月末時点で国の許認可等総数は13,869件。)
- これは国による規制の全体像(総数)を把握するには役立っているところであるが、規制全般の定期的・横断的見直しにも活用していくため、その調査内容を改定することが必要である。具体的には、それぞれの規制(許認可等)の見直し(事後評価)時期の欄を設けることにより、政策評価制度と連携させることが考えられる。
- これにより、すべての規制にいわゆる「サンセット原則」が適用され、一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の可否等を検討する事後評価のプロセスを経ることとなる。

2について

- 規制・制度改革担当大臣は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定する。
- また、選定項目の総務大臣への通知に際しては、その後の点検活動における参考となるよう、当該項目を選定した理由を併せて通知する。

3について

- これは政策評価法に基づく既定のプロセスである。
- 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設・改廃を行うに当たっては、各府省庁等は、政策評価法に基づく事前評価を実施し、その結果を公表・総務省に送付することとされている。また、総務省はこれを受理し、その点検を行い、必要に応じて客観性を担保するための評価を行うこととされている。
- しかしながら、各府省庁等による評価の公表・総務省送付時期が、閣議決定の後、もしくは閣議決定とほぼ同時となっている場合が見受けられ、現状では、規制の新設・改廃にあたっての説明責任を果たす機能は果たしているものの、事前評価の本来の役割の一つである政策への反映の観点からは、制度の趣旨が必ずしも徹底されていないおそれがある。
- このため、各府省庁等による評価は、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって実施する必要がある。この実施時期については、現状の各府省庁等における政策立案(審議会における審議、関係機関等との調整)と並行して評価作業が行われている実情、総務省が行う点検活動の内容・深度等に配慮する。

- なお、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）では、評価結果の公表については、法律によるもの場合は遅くとも法律案の閣議決定までに、政令によるもの場合は遅くとも行政手続法に基づく意見公募手続までに行うこととされている。
- また、事後評価については、実施手段としての規制を含めた「施策」を単位として行われているのが現状であり、評価のための評価、点検のための点検に陥らないよう、その事務負担量や実効性とのバランスに配慮する。

4から7までについて

- 政策評価法第12条第2項の規定に基づき、総務大臣は再評価等を実施することができる。また、総務大臣は、評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができることとされている（政策評価法第15条第4項）。
- 一方、規制・制度改革担当大臣は政策評価の実施においてこのような権限を有していないが、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣が関与することが適当である。
- 以上のことから、規制・制度改革担当大臣は、各府省庁等が行う自己評価について総務省が行う点検において、その十分性等を判断するという形で関与することとする。
- 6及び7は政策評価法に基づく既定のプロセスである。なお、政策評価法第12条第2項に基づく再評価等については、各府省庁等の自己評価を原則とする中で、現行の閣議決定（政策評価の基本方針）において詳細な手順が定められている。

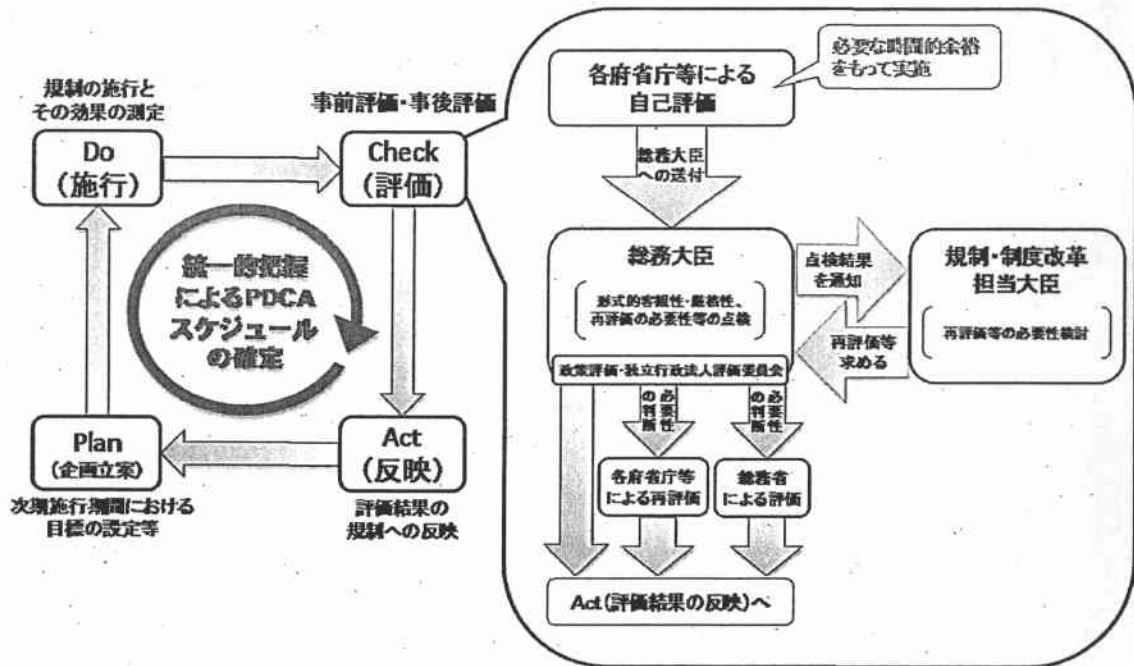


図2 PDCAサイクルの進め方

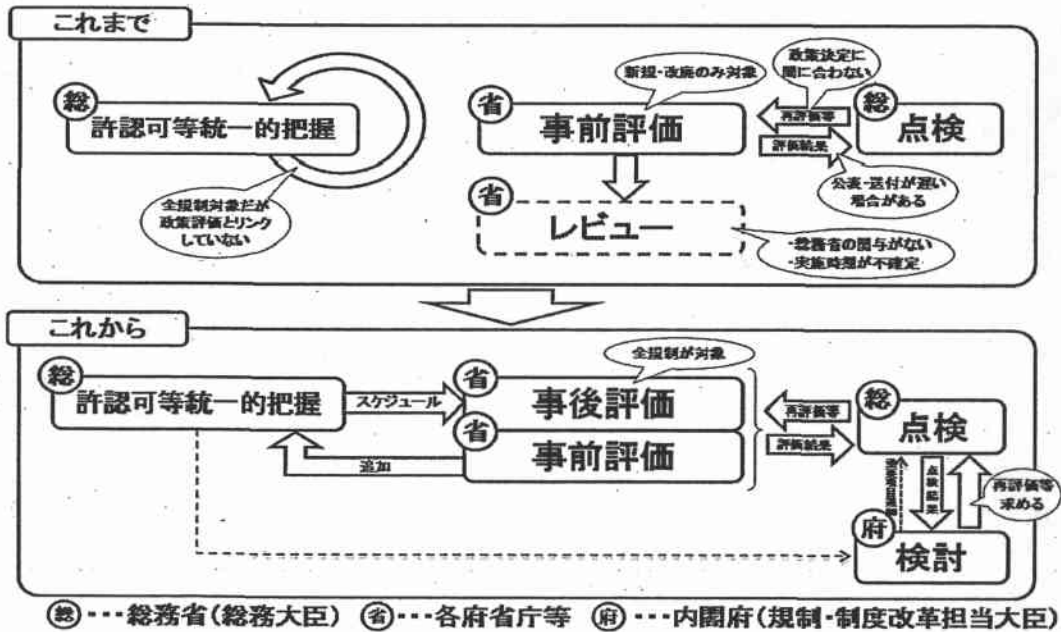


図3 規制に係る政策評価の仕組み新旧比較

第4 各府省庁等と委員会が協働する「年度サイクルの定常化」

＜具体的な進め方＞

「年度サイクルの定常化」（図2右側）については、次のような手順で進める。（図4参照）

- 1 各府省庁等は、主要な規制・制度改革項目について、その改革案、現状、改革のメリット・デメリットその他の論点を明らかにして、自主策定プラン（案）を作成するとともに、委員会に送付する。（7～8月頃）
- 2 委員会（及び同事務局）は、必要に応じて各府省庁等に対するヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理する。
- 3 各府省庁等は、ヒアリング結果を踏まえ、自主策定プラン（案）の改定を検討し、決定・公表する。また、決定されたプランに基づき、自主策定プラン案件を委員会に提示する。
- 4 委員会は、3の自主策定プラン案件と委員会が自ら提示する案件（委員会提示案件）を併せて検討（事務折衝、WG・委員会ヒアリング、政務協議等）を行い、これらの案件に係る報告書を取りまとめ、閣議決定を行う。（6月頃目途）
- 5 各府省庁等は、決定されたプランに従い、それぞれの規制・制度改革事項について、審議会における検討等を経て、政策評価（事前評価）を実施し、閣議決定など法令改正等の手続を進める。
- 6 閣議決定された規制・制度改革事項については、改革の趣旨に従った措置が行われているか等について定期的なフォローアップを行うとともに、必要に応じて更なる措置等について検討を行う。

<説明>

1から5までについて

- 規制・制度を所管する各府省庁等が主体的に改革に取り組むことが望ましい一方、各府省庁等が政策ミッションを遂行する上で、必ずしも社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的な見直しを主体的に実施できないおそれがある。
- また、年度サイクルの定常化に際して、規制・制度改革の取組を効率的に進め、その成果を更に高めていくためには、各府省庁等が規制・制度の方向性を確定する前のプランニング段階から、委員会が積極的に関与していくことが必要である。
- このため、各府省庁等は規制・制度改革の自主策定プラン（案）を作成することとし、委員会は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化、政策評価の結果等を踏まえ、必要に応じて各府省庁等へのヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理することによってプランニングに関与する。

6について

- これは委員会における既定のプロセスである。

以上

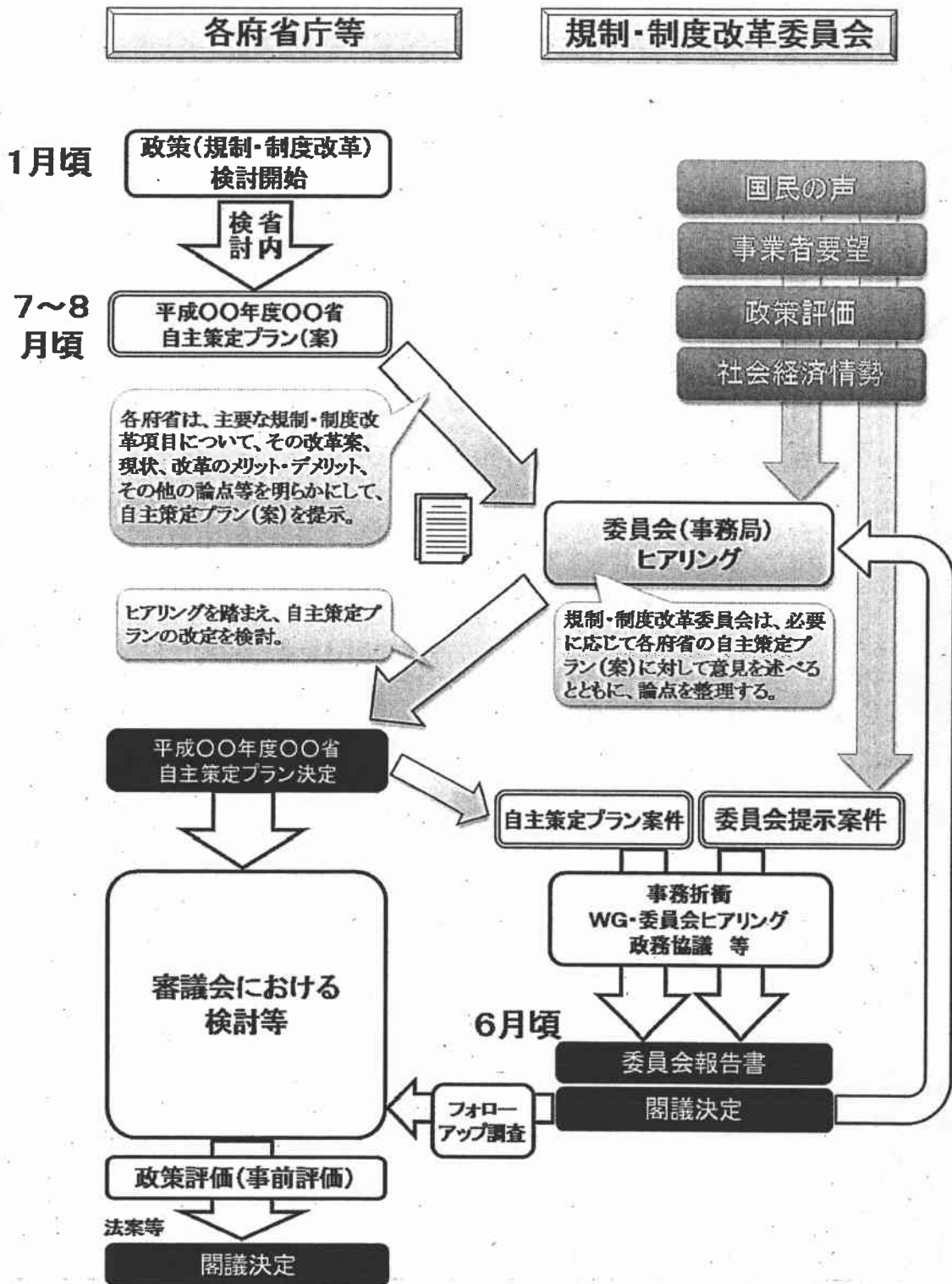


図4 年度サイクルの進め方

新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項

健康・医療ワーキング・グループ関連

- 1 - 社会福祉法人（特別養護老人ホーム等）の財産への担保設定に係る行政庁の承認の不要化
- 2 - 健保組合の「規約の変更」認可申請の緩和
- 3 - 健保組合の「重要財産の処分」認可申請の緩和
- 4 - へき地医療支援体制の充実のための社会医療法人の認定要件の拡充
- 5 - 子ども・子育て新制度における会計監査の導入について
- 6 - 医師不足に対応し民間の創意を生かすため、「医師なし巡回健診」を禁じる通知類を法の原則内で改革する提言
- 7 - 国産果実の機能性表示の容認について
- 8 - 付加価値の高い農林水産物・食品の需要拡大のための機能性表示の容認について
- 9 - 果物等（「明らか食品」1）での機能性表示の容認
- 10 - 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業信用保険制度の対象に介護施設等の運営を行う社会福祉法人等を追加）
- 11 - 小規模保育事業の認可基準の是正
- 12 - 遺伝子組換え細胞を移植した動物のカルタヘナ法対象からの除外
- 13 - バキュロウイルス発現タンパク質のカルタヘナ法対象からの除外
- 14 - 組換えレトロ・レンチウイルス、アデノウイルス等についてカルタヘナ法上の取扱い除外基準の明確化
- 15 - 遺伝子組換え微生物の不活化廃棄の設定について
- 16 - ヒト iPS/ES 細胞の使用についての規制緩和
- 17 - 研究上汎用性の高い毒物・劇物に対する濃度による規制除外規定の設定
- 18 - 有機シアン化合物の一律医薬用外劇物指定の再検討
- 19 - 指定薬物の民間研究機関における研究利用について
- 20 - 再生医療に関する世界標準となる規制の早期整備
- 21 - 遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和
- 22 - 遠隔診療におけるガイドラインの整備
- 23 - オペレーションセンターの所在地要件の緩和
- 24 - 医療用ソフトウェア等に関する規制、制度、運用等
- 25 - TV 電話等の情報通信装置を介した処方箋医薬品の遠隔販売
- 26 - 農産物及び健康・機能性食品を含む一般食品の機能性表示
- 27 - レセプト帳票への自治体助成情報の記載の追加
- 28 - トクホ制度の改革

- 29 - カルタヘナ法の第二種使用等における拡散防止措置確認申請書式の省庁間での統一化及び審査期間の限定・短縮
- 30 - 審査支払機関の業務を「見える化」し、効率的な業務運営と事務コストの低減を図る
- 31 - 社会福祉法人の財産への担保設定に係る行政庁の承認手続きの不要化
- 32 - 薬事法における製造販売業者に対する事前通知について
- 33 - 薬事法に係る諸手続きの合理化について
- 34 - 健保組合運営に関する「規約の変更」時の申請緩和（許認可⇒届出）
- 35 - 健保組合の「重要財産の処分」時の申請緩和（許認可⇒届出）

雇用ワーキング・グループ関連

- 1 - 専門的業務型裁量労働制の適用要件の緩和と適用範囲の拡大
- 2 - 週休2日制の場合のフレックスタイム制における法定労働時間枠の変更
- 3 - フレックスタイム制度の清算期間（1か月以内）の延長
- 4 - 企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大
- 5 - 企画業務型裁量労働制に関する手続きの見直し・簡素化
- 6 - 事務系労働者の働き方に適した労働時間制度の創設
- 7 - 36協定の特別条項に関する基準の廃止
- 8 - 労働基準監督署による指導等の統一化
- 9 - 労働時間に関する規制の緩和
- 10 - 『「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する疑義応答集』の改善
- 11 - 「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における配送作業の簡素化
- 12 - 「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化
- 13 - 「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化
- 14 - FAXや電子メールでの労働条件の明示
- 15 - 専門的・企画的業務に従事する労働者を対象とした「ホワイトカラー・エグゼンプション」制度の導入
- 16 - 労働者の募集及び採用の際の条件に関する制限の緩和
- 17 - 60歳以上の継続雇用制度適用者への5年超無期雇用転換権の非付与
- 18 - 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

創業・IT等ワーキング・グループ関連

- 1 - 再生可能エネルギーの推進上、障害となっている規制等の見直し（送電網の活用促進について）

- 2 - 風営法ダンスクラブ営業時間緩和について
- 3 - 引火性液体危険物の定義の見直し（引火点の見直し）
- 4 - タンク溶接部磁粉探傷試験方法（線状磁粉模様の再研削・再試験）の明確化
- 5 - タンク溶接部浸透探傷試験の見直し
- 6 - 石油コンビナート等災害防止法の性能規定化
- 7 - 消防車3点セットの大型高所放水車の代替としてI-S型普通泡放水砲の完全採用
- 8 - 「消防の用に供する機械器具」の一部の検定適用除外化
- 9 - 高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用
- 10 - 高圧ガス保安法における石油学会規格の「フランジ及びPTレーティング」の最新版の採用
- 11 - 高圧ガス保安法における大臣認定弁の規程の除外
- 12 - 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任
- 13 - 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
- 14 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃
- 15 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃
- 16 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃
- 17 - 役員を受益者とする自社株式交付スキーム（役員株式交付信託）の受益者確定時の本人確認免除
- 18 - 個人向け国債を教育資金贈与信託の信託財産の運用対象とすること
- 19 - 厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し
- 20 - 厚生年金基金における財政再計算報告書の提出期限の見直し
- 21 - 厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し
- 22 - 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和
- 23 - 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化
- 24 - 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について
- 25 - 確定給付企業年金制度（厚生年金基金制度）から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて
- 26 - 確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化
- 27 - 確定給付企業年金制度における代行返上後の非継続基準に係る緩和措置
- 28 - 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換
- 29 - 中退共解約前から実施する確定給付企業年金への解約手当金の移換
- 30 - 確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止
- 31 - 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①（指定登録所の増設）

- 32 - 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②（登記内容に変更や誤りがあった場合の迅速処理等）
- 33 - 提携教育ローン、提携リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外
- 34 - 提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し
- 35 - 預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の規制対象から除外
- 36 - 普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁
- 37 - 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和
- 38 - 生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止
- 39 - 地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止
- 40 - 税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和
- 41 - 成年後見人による取引の本人確認義務の緩和
- 42 - 発行体向けクロス・マーケティングの解禁
- 43 - 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等
- 44 - 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁
- 45 - 銀行系ベンチャーキャピタル（特定子会社）の業務範囲の拡大
- 46 - 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し
- 47 - 銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化
- 48 - PFI事業（コンセッション）における規制緩和
- 49 - 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）の要件緩和
- 50 - シンジケート・ローンにおける資産査定の統一化
- 51 - ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加
- 52 - ABLの普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備
- 53 - 「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化
- 54 - 残余財産売却による弁済を前提とした学校法人資金調達環境の整備
- 55 - リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し
- 56 - 都銀等による信託業務に係る規制緩和
- 57 - 銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外
- 58 - サービサーが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大
- 59 - ファクタリング業務に係る規制緩和
- 60 - 銀行子会社の業務範囲規制の緩和（短資会社の有価証券関連業務）
- 61 - 銀行保有資産の有効利用に資する業務規制の見直し
- 62 - 銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和

- 63 - 銀行の営業時間変更の弾力化
- 64 - デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化
- 65 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃
- 66 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃
- 67 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃
- 68 - 外貨定期預金（1年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し
- 69 - 特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し
- 70 - 銀行代理業の許可申請（届出）に関する規制緩和
- 71 - 基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化
- 72 - 銀行が営む信託契約代理店業に係る財務局宛届出書の緩和
- 73 - 銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和
- 74 - 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化
- 75 - 銀行（銀行持株会社）の取締役の兼職認可の緩和
- 76 - 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和
- 77 - 「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和
- 78 - 債権回収会社の社名表記規制の緩和
- 79 - 車検
- 80 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持
- 81 - 企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持
- 82 - デジタルダーツ機に関する風営法適用除外へのお願い
- 83 - 流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望（価格制限行為規制の適用除外等）
- 84 - 軽自動車規制撤廃
- 85 - 事業型ファンド（金融商品取引法では出資対象事業持分）における金銭の分別管理方法について
- 86 - 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和
- 87 - 動産譲渡登記の公示性の強化
- 88 - 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化
- 89 - 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外
- 90 - ビル衛生管理法、及び事務所衛生基準規則の浮遊粉塵基準の $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ は早急に改定すべき
- 91 - アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務について電子的な代替手段の活用
- 92 - インターネット上で不動産取引の重要事項説明を実施する件
- 93 - 二輪独自の高速道路通行料金設定
- 94 - 「一般保険料率の変更」認可申請の緩和

- 95 - 特殊車両の通行許可に関する規制の見直し
- 96 - 登録自動車における封印（制度）に関し、封印の文字表記を全国統一とすること
- 97 - 自動車の登録手続きにおける番号標板（ナンバープレート）の「後返納制度」の採用
- 98 - 出張封印（指定整備業者・行政書士）制度を甲種の分室制度に組込むこと
- 99 - 生協法に基づく全労済の代理店締結を信用組合も可能とするよう範囲の拡大を要望
- 100 - 登録車の封印制度の廃止
- 101 - 第一種低層住居専用地域での小売店設置の規制を緩和する
- 102 - 極度方式基本契約締結後、「例外的に指定信用情報機関を利用した定期調査が不要となる場合」の条件変更
- 103 - 特殊車両の通行許可について
- 104 - 用途地域内における建築物の用途制限の見直し、緩和
- 105 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保
- 106 - 生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持
- 107 - 食品リサイクル法の見直し
- 108 - 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化及び窓口の一本化
- 109 - クリーニング所開設に関する規制の見直し
- 110 - 電気主任技術者試験の科目免除期間の延長
- 111 - 太陽光発電設備設置の屋根又は屋上についての賃借権の設定
- 112 - 土地建物売買時における屋根又は屋上での20年間の太陽光発電事業の担保
- 113 - 信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化
- 114 - 預金取扱金融機関による提携ローン全般、もしくは教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の規制対象から除外
- 115 - 生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加
- 116 - 保険窓販に係る非公開情報保護措置の撤廃
- 117 - 保険窓販に係る融資先販売規制の見直し
- 118 - 保険窓販に係る保険金額制限の見直し
- 119 - 生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し
- 120 - 金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和
- 121 - 確定拠出年金の脱退要件の緩和
- 122 - 確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和
- 123 - 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化
- 124 - 特定融資枠契約に関する法律における借主の範囲に信用金庫連合会を追加
- 125 - 風営法第二条第一項：ダンス営業にかかる解釈の明確化

- 126 - 風営法第二条第一項第八号における規制対象遊技施設に対する明確化
- 127 - 風営法第二条第一項における「接待飲食営業」の定義
- 128 - 古民家活用のための旅館業法などの規制見直し提案
- 129 - 国交省 OSS について 一度の手続きで完結する現行 OCR に加えて、OSS の付加システムは中止すべき
- 130 - 登録自動車の封印は、登録権利者（所有者又は代理人）の自己責任において封印すること
- 131 - 国土交通省自動車局長通達の廃止をすべきである
- 132 - 都心のビルに地下鉄の駅や保育園などを設置した場合その分容積率の緩和
- 133 - マンションの建て替え促進による需要の創出
- 134 - 送電線・ガスパイプラインの敷設促進に向けて、公益特権が認められる場合を拡大し、道路の地下や河川側の地下を解放する改革
- 135 - 流通取引慣行ガイドラインの見直し（再販売拘束規制・拘束条件取引規制の見直し等）
- 136 - 主任技術者の確保（兼任要件の緩和措置等）
- 137 - 再生可能エネルギー 土地利用期間賃借権
- 138 - 再生可能エネルギー 借地権登記
- 139 - 再生可能エネルギー / プロジェクトファイナンス — 契約への担保権設定
- 140 - 風営法の7号営業である麻雀店の営業において、深夜営業の規制を撤廃、もしくは緩和を検討すべきである
- 141 - クラウド 及び メディア変換サービスを阻害する規制の撤廃
- 142 - 電気事業法に関する規制緩和
- 143 - 電力需要家の電力消費情報の電気事業者以外への開示について
- 144 - 河川管理施設等の設置基準の明確化
- 145 - クラウドによる TV 番組録画・VOD 配信
- 146 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その1・再販売価格維持行為の見直し）
- 147 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その2・再販売価格維持行為の具体化）
- 148 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その3・表示価格拘束の合法化）
- 149 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その4・流通調査の合法化）
- 150 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その5・希望価格・参考売価の提示の合法化）
- 151 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その6・流通事業者の不正行為の明示）
- 152 - 「流通・取引慣行ガイドライン（その7・競合品の取扱い制限、販売地域の制限等に関する要件の緩和）

- 153 - 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（その8・インターネット販売の特性などを踏まえた再販価格維持行為等の違法行為の明文化）
- 154 - 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）
- 155 - 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和
- 156 - 少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止
- 157 - 保険会社の子会社業務としての「防災事業」「介護サービス関連事業」の範囲を拡大する。
- 158 - ロードアシスタンス提供時の旅客輸送の規制を緩和する。
- 159 - 確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和
- 160 - 確定拠出年金の中途引出要件の緩和
- 161 - 確定拠出年金の加入対象者の拡大
- 162 - 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保
- 163 - 確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認
- 164 - 法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持
- 165 - 民間事業者によるマイナンバー利用
- 166 - 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備
- 167 - 住民票請求における提出書類の簡略化
- 168 - 医療保険の「一般保険料率の変更」時の申請緩和（許認可⇒届出）
- 169 - 廃棄物処理施設の届出時の提出書類（住民票及び登記事項証明書）の緩和
- 170 - レンタカー貸渡証の電子媒体の容認
- 171 - 機関投資家による、議決権行使結果開示の義務化
- 172 - 新規格車の自由走行について
- 173 - 確定給付企業年金制度（DB制度）における代行返上後の非継続基準での緩和措置の実施
- 174 - 特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
- 175 - 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大
- 176 - 外国の子会社対象会社の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和
- 177 - 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大
- 178 - 総重量50tを超えるトレーラーの牽引車を空車や軽荷でも実質60km/hに制限している規制の見直し
- 179 - 確定給付企業年金制度（DB制度）での個人単位の権利義務移転・承継での手続き簡素化
- 180 - 新規格車の全長、最遠軸距での規制について
- 181 - 有価証券届出書（参照方式）の参照書類の合理化
- 182 - 発行登録書等の添付書面の合理化

- 183 - 有価証券届出書の記載簡素化
- 184 - 公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し
- 185 - 公開買付けにより取得した株券等を第三者へ譲渡することが決定している場合の公開買付け届出書における記載の簡素化
- 186 - 自己株式を対象とする公開買付けにおける公開買付け期間最終日から決済開始日までの短縮化
- 187 - 公開買付け制度の「株券等所有割合」計算における、買付者と特別関係者での重複加算の解消
- 188 - 銀行代理業における、事業性資金貸付の媒介の自由化
- 189 - 自己資本規制比率の緩和
- 190 - 外国上場ETF・REITの投信法上の届出義務の緩和
- 191 - 投信乗換え規制の外国ETFに関する緩和
- 192 - 届出を要しない有価証券の売出しに係る外国投信の対象要件の緩和
- 193 - 英文開示銘柄に関する説明義務に係る規制の緩和
- 194 - PTSにおける信用取引の解禁
- 195 - 会社法における自己株式処分手続の緩和
- 196 - 確定拠出年金における支給要件の緩和
- 197 - 確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和
- 198 - 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用
- 199 - 確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化
- 200 - 確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化
- 201 - 閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略
- 202 - 確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和
- 203 - 確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化
- 204 - 確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化
- 205 - 中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入
- 206 - 確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化
- 207 - 厚生年金基金における解散手続きの簡素化
- 208 - 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進策の実施
- 209 - 都市計画法第34条第4号の市街化調整区域の基準見直し
- 210 - 民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築
- 211 - 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化
- 212 - 生命保険料控除証明書の電子媒体（PDFファイル等）での発行
- 213 - 建設業法上の役員要件
- 214 - 金融商品取引に係る広告における表示項目の記載の簡素化
- 215 - 店頭外国為替証拠金取引に関する不招請勧誘禁止の撤廃
- 216 - 金融商品仲介業における店頭外国為替証拠金取引の取扱いの追加

- 217 - 食品衛生法上の飲食店営業（オープンテラス、移動販売、屋台）
- 218 - 吊上げ式自動車車庫（タワーパーキング）の取扱いについて
- 219 - 外国法人との新規国際ローミング契約締結に係る認可について、届出制へ変更すること
- 220 - NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）
- 221 - ドライカップ等、メタル回線に係る接続料算定方法の見直し
- 222 - 風力発電事業に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価（アセスメント）の審査期間の短縮
- 223 - 太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度の整備
- 224 - フェムトセル基地局の技術基準等の緩和
- 225 - 陸上移動局免許（22, 26, 38GHz 帯）申請における移動範囲の全国化
- 226 - 特定商取引に関する法律による、通信販売電子メール広告規制の見直し
- 227 - 「通信の秘密」に該当する通信履歴等データの活用に向けた規制緩和・考え方の整理（ビッグデータ利活用）
- 228 - 包括免許制度の拡大
- 229 - 5GHz 帯登録局や 25GHz 帯免許不要局等を携帯電話基地局のエントランス回線に使用する際の条件緩和
- 230 - 無線局免許の簡易な手続き
- 231 - 電気事業者からの直接受電要件の緩和
- 232 - 携帯電話の電気通信番号の指定数の増加
- 233 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等におけるダンスの取り扱いについての意見
- 234 - 河川法の河川管理施設と電気事業法の電気工作物の重複規制の見直し
- 235 - 保険業法第 137 条第 1 項、第 140 条第 2 項に基づく通知の柔軟化
- 236 - 金融機関のリース子会社等が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和について
- 237 - 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和について
- 238 - 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和（リース業務の範囲）について
- 239 - 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和（リース目的で取得した新品物件の売買）について
- 240 - 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和（不動産リース、収入制限、物件売買の範囲）について
- 241 - 金融機関のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和（リースに付随する電気通信業務の解禁）について
- 242 - 廃棄物処理法について
- 243 - エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）について
- 244 - エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）における特定建築物の維持保全の状況報告について

- 245 - 再生利用認定の対象範囲拡大について
- 246 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について
- 247 - 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用期間制限の緩和について
- 248 - 貸金業法の書面交付・行為規制について
- 249 - 借地借家法における正当事由制度の見直しについて
- 250 - 古物商に係る届出手続きの簡略化について
- 251 - コーポレート・ガバナンスに関する報告規律の重複の整理
- 252 - PFI 事業におけるSPCの契約上の地位の譲渡の柔軟化
- 253 - 確定拠出年金の特定商品除外の要件の緩和
- 254 - 各都道府県の指定構造計算適合性判定機関の機能強化
- 255 - 「信書に該当する文書」に関する要件の緩和
- 256 - 配置技術者の専任義務の条件の緩和
- 257 - 自社工場間の廃棄物の収集運搬における規制の緩和
- 258 - 産業廃棄物処理許可の拡大
- 259 - 有料道路の整備主体、料金徴収主体等を規定する条項の緩和
- 260 - 瀬戸内海における夜間航行制限の緩和
- 261 - 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化
- 262 - 確定給付企業年金制度（厚生年金基金制度）から確定拠出年金制度へ積立金を移換する場合の手続きについて
- 263 - 資金決済法制度でのサービス廃止（バーチャル・コインなど前払式支払手段の廃止）時の公告方法の見直し
- 264 - フェムトセル基地局の電波法関係法令の基準の緩和
- 265 - 特殊車両の通行許可制度の撤廃

農業ワーキング・グループ関連

- 1 - 農業生産法人への参入要件（資本・事業・役員）の緩和
- 2 - 中小企業信用保険制度の対象業種の追加（農業、林業、漁業）
- 3 - 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加）
- 4 - 耕作放棄地の再生可能エネルギー発電用地への農地転用許可の不要化
- 5 - 農地における再生可能エネルギー導入に係る設置基準の早期明確化
- 6 - 市街化調整区域等における農家レストランの設置
- 7 - 農業生産法人の見直し
- 8 - ソーラーシェアリングに関する期間延長、農地転用の範囲の拡大

- 9 - 農地法、農振法での規制改革
- 10 - 遺伝子組換え作物の商業栽培に関する規制改革
- 11 - 遺伝子組換え農作物の第一種承認等の迅速化
- 12 - 6次産業化のための地域ファンド（サブファンド）に対する農林漁業者の過半出資の要件緩和
- 13 - 農地法、農振法での規制改革
- 14 - 太陽光発電の推進に係る農地転用手続きの簡略化
- 15 - 認定電気通信事業者が電気通信事業用途に使用する仮設用地に対する農地転用許可手続き
- 16 - 農地の転用について
- 17 - 農地の転リースについて
- 18 - 一般企業による農業への新規参入について
- 19 - 澱粉の価格調整制度の廃止
- 20 - 農振法に定める農用地区域からの除外手続きの迅速化
- 21 - 集積不可と思われる小規模農地の活用策と農地転用の大幅緩和について
- 22 - 農業生産法人の設立要件の緩和

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

- 1 - 圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用
- 2 - 防爆電気機械器具検定制度のグローバル化
- 3 - 現在の入国管理法 外国人実習生受入法の一部改正について
- 4 - Bluetooth等の無線機器に必要な技適マークについて
- 5 - 食品衛生法に基づく輸入手続きにおける食品等輸入届出書の製造所名、住所・コードについて
- 6 - 新KS/RA制度の運用見直し
- 7 - 保税工場・保税蔵置場に係る許可期限の通知
- 8 - 保税蔵置場の保税管理資料取出し忘失の処分の緩和
- 9 - シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について
- 10 - サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について
- 11 - 外国人の在留資格の緩和
- 12 - 寄港地上陸許可手続の運用改善
- 13 - トランジット・ビザ発給方法の見直し
- 14 - 細胞凍結バイアル中の保存時添加FBS（ウシ胎児血清）、HS（ウマ血清）の指定検疫物からの除外
- 15 - 輸入に関して届出が必要な病原体について

- 16 - カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送時のWHOガイドラインに則った表示の位置付け
- 17 - 重水素化合物等、研究活動に使用するための化合物についての輸出規制の緩和
- 18 - 寄港地上陸許可の緩和
- 19 - ビザ発給の緩和
- 20 - 欧州製型式認証済みの圧力容器設備の導入要件の見直し
- 21 - AEO認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認
- 22 - 新たな在留管理制度に関する提案
- 23 - 外国企業と日本企業との契約に基づく、高度人材外国人受入れと「本邦の公私の機関との契約」要件の廃止
- 24 - 外国政府等との協定等の認可
- 25 - 開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与
- 26 - 留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和
- 27 - 訪日観光ビザの緩和
- 28 - AEO事業者の輸出入手続の簡素化
- 29 - 農林水産物・食品の輸出促進に係る制度整備
- 30 - 観光クルーズ分野における海運カボタージュ規制の緩和
- 31 - クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化
- 32 - 在外公館での査証申請手続きの改善に係る要望・提言
- 33 - 医療滞在ビザの発給申請に必要な書類の合理化・簡素化
- 34 - 銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁
- 35 - NEXI貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大
- 36 - 邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲の拡大
- 37 - 海外における銀行代理業務の委託の規制緩和
- 38 - 海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加
- 39 - 外国ETF・REIT
- 40 - 本邦証券会社の海外関連会社従業員の業務範囲

その他

- 1 - 被災者生活再建支援制度の適用要件の見直し、応急仮設住宅の入居期間延長
- 2 - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に、「認証証明書」発行の権限を与えて頂きたい。
- 3 - イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定
- 4 - 資格者代理人である行政書士（制度）を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること

- 5 - 資格者代理人である行政書士（制度）を更に活用して、現行の自動車封印制度の拡充を図ること（封印制度に関する現行通達の見直し等）
- 6 - 監理技術士の確保
- 7 - 住民票、戸籍謄本等に係る郵送請求実務に関して地方自治法施行令の見直し
- 8 - 国のリース契約の長期継続契約化について
- 9 - 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免について
- 10 - 登録自動車のナンバープレートについて

平成 26 年 1 月 20 日

規制改革会議議長

岡 素之

規制改革会議の活動報告(昨年 9 月～12 月)

前回(第 13 回産業競争力会議)報告以降、昨年末までに本会議及び分野別のWGを月 2-3 回の頻度で開催し、鋭意取組を進めている。この間の本会議の活動のうち主要な事項は以下の通り。

1. 当会議意見の取り纏め・公表

- 第 15 回(09/12) 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見(2) <別紙1>
- 第 16 回(09/19) 農地中間管理機構の創設に関する意見<別紙2>
- 第 17 回(10/04) 労働者派遣制度に関する意見<別紙3>
- 第 19 回(10/31) 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見(3)(スイッチ直後品目等取扱)<別紙4>
- 第 21 回(11/27) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」関連
 - ①今後の農業改革に関する方向(農業委員会/農業生産法人/農協等)<別紙5>
 - ②「攻めの農林水産業」実現のための規制改革事項(12項目)<別紙6>
- 第 22 回(12/05) ①労働時間規制の見直しに関する意見<別紙7>
②ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見<別紙8>
- 第 23 回(12/20) ①「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性<別紙9>
②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立に関する論点整理<別紙 10>
③医療提供体制に関する意見<別紙 11>
④「IT 利活用の裾野拡大の集中アクションプラン」関連の規制改革事項(10 項目)<別紙 12>

2. 規制改革ホットラインの対応状況

昨年 3 月 22 日から 12 月末まで、国民・企業等から 2,173 件の要望を受け、事務局にて整理の上、規制改革に関連する 1,251 件を所管省庁に検討要請。そのうち 12 月末までに所管省庁から回答のあった 690 件については内閣府HPで提案内容と所管省庁の回答を公表済み。

3. 公開ディスカッションの開催

- ◆日時:平成 25 年 11 月 28 日(木)14:00～17:15
- ◆趣旨:国民の関心が高い分野の規制改革の検討課題について、公開の場において議論を行い、規制の多くが内包するトレードオフの構造を明確にして論点を整理し提示することにより、規制改革推進のための世論を喚起することを目指す。(一定の結論付けを目的としない)
- ◆議題: ① 保険診療と保険外診療の併用療養制度
② 老朽化マンションの建替え等の促進

以 上